令和７年度

（２０２５年度）

事　業　計　画　書

松　江　保　健　所

目　　次

組　織　図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

《総務保健部》
地域包括ケア　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
総務課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
心の健康支援課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
健康増進課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
医事・難病支援課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

《環境衛生部》
食品衛生課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
薬事・感染症対策課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
動物愛護推進課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８
環境保全課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１

組　　織　　図（R7.6.1現在）

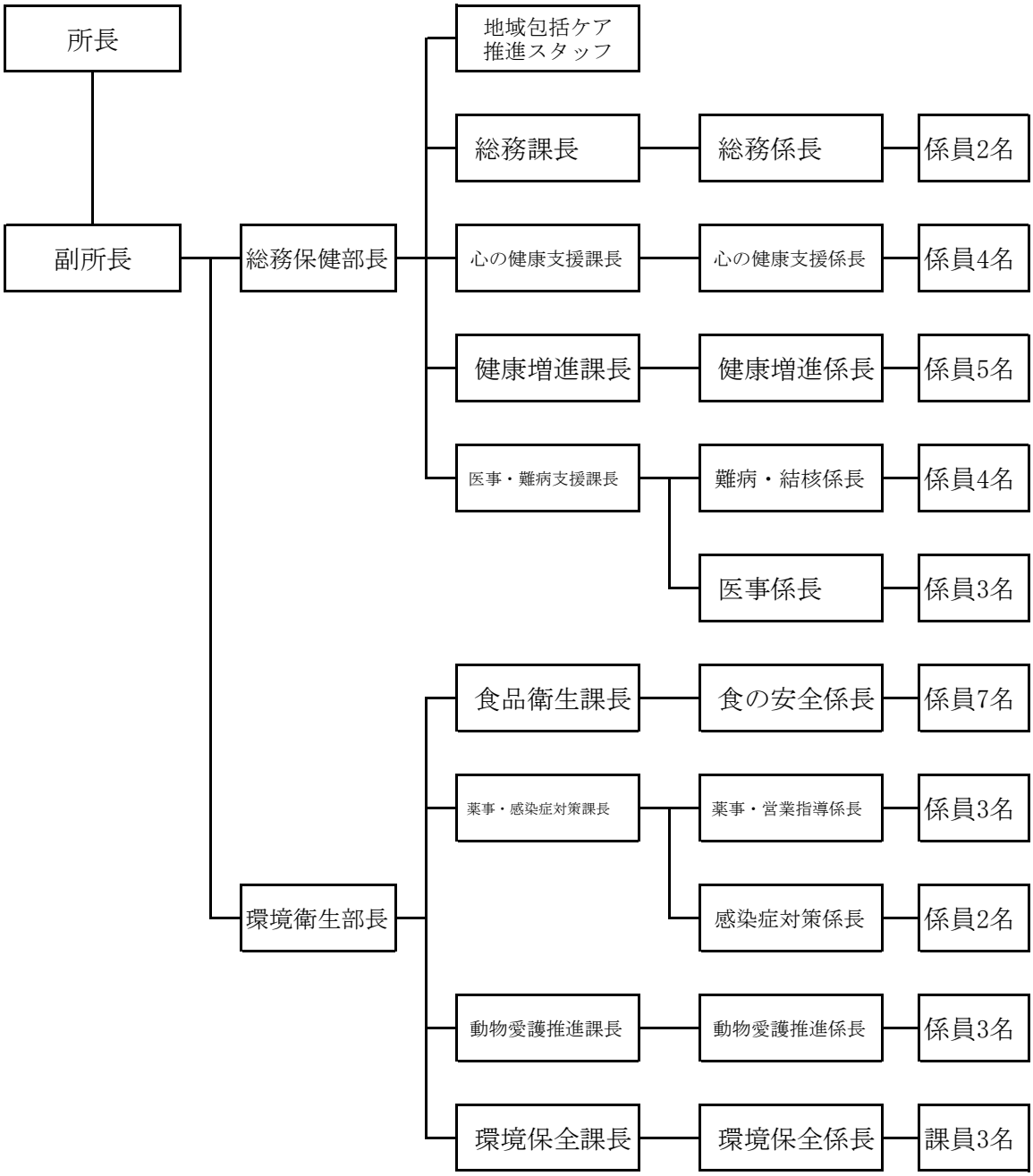

職 員 数

＜所長＞	＜副所長＞	＜部長＞	＜課長・スタッフ＞	＜係長＞	＜課・係員＞
1名	1名	2名	9名	10名	36名

合計　59名

総 務 保 健 部

【地域包括ケア】

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、**高齢者が**、可能な限り、**住み慣れた地域で**、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、**医療・介護・介護予防・住まい**及び自立した**日常生活の支援**が包括的に確保される体制をいう（地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律 第２条）。

地域包括ケアシステムの構築は市町村の責任で行うこととなり、県はシステムの構築に向けて必要な助言及び適切な援助を行うこととされている（介護保険法 第５条）。

松江保健所では、地域包括ケアシステム構築のための２市や関係機関への支援は、医療・介護資源確保やネットワークづくりなど圏域での調整が欠かせない状況も踏まえ、所内各課で役割分担・情報共有しながら取り組んでいる。

事業名・事業の目的	令和７年度年度の目標と方針
１．健康づくり・介護予防 **【健康増進課・地域包括ケア推進 S】** （１） 健康づくりと介護予防の一体的な推進に係る啓発 第３次健康長寿しまね圏域計画の柱に、生涯を通じた健康づくりの推進が掲げられ、「健康づくり、介護予防、生きがいづくり事業の一体的な事業展開」を推進することとしている。 この柱を具体的に推進するために、松江圏域健康長寿しまね推進会議の構成団体で「食を中心とした「＋1 活動」を地域で、職場で展開しよう」啓発を行う。	○健康寿命延伸のための健康づくり・介護予防を推進する。 ・松江圏域健康長寿しまね活動推進交流会の開催。 ・まめな通信の発行による啓発。 ○健康づくり活動表彰に併せ、健康づくり・介護予防活動の推進や、維持継続に向けた支援等を行う。 ・両市と“推薦団体や授与式の場”を協議する機会を設け、推薦団体の増加や県表彰につなげる。 ・職域では事業所訪問や事業主セミナー等の場を活用し、若い世代からの健康づくりや事業所での健康づくりを啓発する。
（２）しまね健康寿命延伸プロジェクト事業の推進 第１期：令和 2～6 年度 第２期：令和 7～11 年度	○モデル地区を中心に健康づくり活動を推進する。 ・第２期モデル地区を選定し、科学的根拠に基づいた地域診断を行う。 ・健康やすぎ21 計画策定に合わせた実態調査を踏まえ、健康課題を明確にする。 ・関係機関や住民と健康課題を共有し、健康づくりの活動につなげる。 ・モデル地区から波及させて、安来市全体で健康課題解決の取組を検討、実施する。

（３）会議や研修会への参加 　県や関係機関が開催する会議や研修へ参加し、情報収集・情報提供を行う。	○県、関係機関主催会議や研修会での情報収集・情報提供 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る会議 ・しまねリハビリテーションネットワークとの連携事業に係る会議、研修 ・介護予防視察研修、介護予防研修会 ・安来市健康増進計画策定に係る実務者会議、策定会議
２．医療と介護の連携 **【医事・難病支援課・地域包括ケア推進 S】** （１）ＡＣＰの推進 　地域住民が望む看取りが実施されるよう、医療介護従事者への情報提供や住民へのＡＣＰの普及啓発を行う。	○まつえアドバンス・ケア・プランニング普及・啓発推進協議会の活動支援 ・協議会への参加（年 1 回） ・医療・介護職向けの研修会や事例検討会（年 2～3 回）、市民公開講座（11 月）への参加 ○安来市のＡＣＰ推進の取組を支援 ○VR 高齢者住まい看取り研修の開催 ・医療介護従事者向けの研修を高齢者福祉課と一緒に開催 ・依頼のあった施設や事業所への個別出張研修（申込受付・実施：7～12 月） ○ＡＣＰの普及啓発 ・11 月 30 日の看取りの日を中心とした広報・啓発の実施
（２）関係者会議等の開催 　医療・介護の提供体制整備に向け、関係機関との連携、情報共有を図っている。 　また、昨年度締結した医療機能連携協定に基づき、10 病院が連携し研修や地域に向けた啓発ができるよう取組を推進する。	○松江地域保健医療対策会議（2 月）、医療・介護連携部会（11 月）（地域医療構想調整会議）の開催 ・病床変化に伴う在宅医療、介護等の体制整備を図ることを目的として医療・介護の関係者で協議する ・医療介護に関するデータ等を示し、情報共有や課題を提示する ○松江圏域病病連携推進会議の開催（10 月） ・松江市、安来市、両市の在宅医療介護連携支援センターと協力して開催する ○松江圏域医療機能連携協定に基づく取組の推進 ・住民向けの医療提供体制の普及啓発、及び、医療介護従事者向けの研修会を 10 病院の連携・協力のもとで企画・実施する

（３）在宅医療（・介護連携）支援センターへの支援 市や医介センターの連絡会等を通じて情報共有を図り、各市での在宅医療・介護連携に関する取組を支援する。	○松江市在宅医療・介護連携支援センター連絡会及び松江市病病連携推進会議への参画（月１回）。 ○安来市在宅医療介護連携推進事業合同連絡会への参画（年３回）
（４）会議や研修会への参加 県や関係機関が開催する会議や研修へ参加し、情報収集・情報提供を行う。	○県、関係機関主催会議や研修会での情報収集・情報提供 ・島根県地域包括ケアシステム関係機関連絡会議（セミナー） ・在宅医療連携推進のための多職種連携会議（年２～３回） ・在宅医療介護連携推進事業研修会・意見交換会（県医師会、年２回）
（５）医療介護データの分析	○EMITAS-G の活用等によるデータ収集、分析（随時）
３．認知症対策 **【心の健康支援課・地域包括ケア推進 S】** （１）認知症医療体制の充実 地域型認知症疾患医療センター（安来第一病院）及び連携型認知症疾患医療センター（まつしま脳神経内科クリニック・こなんホスピタル）の活動支援を行う。 地域型認知症疾患医療センターも含めて、連携型認知症疾患医療センターのあり方を検討する。	○認知症疾患医療センターの活動支援 ・連携型認知症疾患医療センター連絡協議会への参加 ・地域型及び連携型認知症疾患医療センター主催研修への協力 ○市の認知症施策支援 ・安来市認知症対策推進会議（3 月、所長委員） ・オレンジフェスタ in 安来（9 月）
（２）会議や研修会への参加 県や関係機関が開催する会議や研修へ参加し、情報収集・情報提供を行う。	○県、関係機関主催会議や研修会での情報収集・情報提供 ・認知症疾患医療センター連絡会（5 月） ・保健所担当者連絡会（6 月） ・認知症地域医療連携会議・サポート医フォローアップ研修（年１回、基幹型認知症疾患医療センター主催）
４．生活支援 **【地域包括ケア推進 S】** （１）生活支援の充実 生活支援コーディネーターや地区（協議体）の取組を情報収集し必要な情報提供を行うとともに、関係機関と共有を図る。	○市の生活支援体制整備支援 ・安来市生活支援コーディネーター連絡会（年 5～6 回） ○県、関係機関主催会議や研修会での情報収集・情報提供 ・生活支援コーディネーター活動支援研修

５．連携体制の構築 **【地域包括ケア推進 S】** （１）介護保険事業計画の推進 第９期介護保険事業計画に掲げた取り組みが進むよう、県高齢者福祉課と連携し、必要に応じて市への支援を行う。 （２）市支援・分析 松江市、安来市で開催される地域包括ケア関係会議や意見交換会等へ参加し、情報収集・情報提供を行う。 保健所で抽出可能なデータ等を提供する。 （３）会議や研修会への参加 県や関係機関が開催する会議や研修へ参加し、情報収集・情報提供を行う。 （４）所内連携 各課の取組等を共有する場として所内連絡会を活用し、圏域の課題等の共通認識を図る。各課が共通した取組について検討する。	○中山間地域・離島振興課との情報共有 ○保険者意見交換会への参画 ・介護保険事業計画に係る意見交換会（高齢者福祉課主催、各市１回） ○市の会議等への参加、情報提供 ［松江市］ ・松北地区地域包括ケア実行委員会（3 回） ・地域包括口腔ケア会議（歯科医師会、1 回） ［安来市］ ・地域ケア推進会議（3 月、所長委員） ・校区別地域ケア会議（4 地区各１回） ○介護保険データ等の収集、分析 ・介護施設、高齢者住宅等の状況把握他 ○県、関係機関主催会議や研修会での情報収集・情報提供 ○地域包括ケアスタッフ連絡会への参加（月１回） ○所内連絡会の開催（2 月に１回）

【総務課】

所内の庶務部門を統括するとともに、災害対策関係業務などを所掌する。
保健・医療・環境に関する業務の円滑な推進が図れるよう所内の調整を行う。

1　所内調整業務

事業名・事業の目的	目標と方針
1　所内運営会議 業務について、所内の調整や進行管理を行うため、定例会及び臨時会を開催する。	1　定例会：月１回　最終木曜日 2　臨時会：随　時 3　協議事項 ・運営方針、事業計画等の審議及び進行管理 ・課題及び問題点の協議 ・事業の協議及び周知 ・行事の日程調整
2　保健所・圏域市担当部局連絡会 圏域市との連携により、各種事業の　円滑な推進を図るため、連絡会を開催する。	1　開催時期：年度当初　他 2　協議事項 （1）保健環境施策に関する情報交換 （2）重点事業の協議
3　災害対策及び健康危機管理体制に係る総括 災害発生時における迅速・的確な対応を行うため、体制を整備する。 健康危機発生時に、迅速な連絡体制の確保及び所内の調整を行う。	1　災害時における組織的な対応をするため「災害活動マニュアル」の周知徹底等を図り、防災対策の確　保及び防災訓練を行う。 2「健康危機初動対応マニュアル」により、所内の　調整を行うと共に、所内での周知、徹底を図る。
4　安全衛生委員会の開催 職員の安全及び衛生管理を図るため、委員会を開催する。	安全衛生委員会を毎月開催して安全衛生に関する各種情報を共有し、課題解決に向けた方策を検討する。
5　「いきいきと働きやすい職場づくり」の取組	安全衛生委員会の場を活用して、意見集約・検討し具体的な方策を立て、時間外勤務の縮減等を図る。

2　研修・学生実習

事業名・事業の目的	目標と方針
1　医師臨床研修 県内の病院からの依頼を受け、臨床研修医の保健所実習の受け入れと協力施設での実習を調整する。	松江市立病院 実習期間：R7 年は希望なし 松江生協病院 実習期間：R7 年は希望なし 松江赤十字病院 実習期間：R7 年 10、12 月 人数：4 名(10 月 1 名、12 月 3 名) 島根大学医学部附属病院 実習期間：R7 年 10 月 人数：1 名
2　公衆栄養学臨地実習ＩＣ 管理栄養士養成施設からの依頼を受け、学生の保健所実習の受け入れを行う。	島根県立大学看護栄養学部健康栄養学科 保健所 4 日間

	実習期間：R7 年８月 人数：６名
３　医学部環境保健医学実習 大学からの依頼を受け、学生の保健所実習の受け入れを行う。	R7 年度なし　※H28 度以降実績なし
４　公衆衛生看護学実習等 大学からの依頼を受け、学生の保健所実習の受け入れと市での実習の調整を行う。	１　島根大学医学部看護学科 保健所１週間 実習期間：R7 年６月、７月 人数：８名（６月３名、７月５名） ２　島根県立大学看護栄養学部看護学科 保健所１週間 実習期間：R7 年 10 月 人数：６名
５　管理栄養士実習 管理栄養士養成施設からの依頼を受け、学生の保健所実習の受け入れを行う。	R7 年度なし　※R3 年度以降実績なし

３　情報提供業務

事業名・事業の目的	目標と方針
１　ホームページの充実 所内の行事や活動内容等の情報を随時発信する。	１　更新時期：随　時 ２　ホームページＵＲＬ https://www.pref.shimane.lg.jp/matsue_hoken/ ３　掲載内容 (1)松江保健所の紹介 (2)お知らせ (3)各種専門相談の案内 (4)関連サイトのリンク

４　各種免許事務　《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
１　医療従事者免許	医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護 師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作 業療法士、視能訓練士 １　申請受付、進達 ２　免許の交付
２　栄養士・管理栄養士免許	１　申請受付、進達 ２　免許の交付 ３　管理栄養士試験の際の栄養士免許の照会

５　統計調査業務　《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
１　衛生行政報告例	年度報：給食施設関係、環境衛生関係、衛生検査関係、母体保護関係、特定疾患関係等の報告
２　地域保健・健康増進事業報告	年度報：精神保健福祉関係、母子保健、難病・エイズ・　結核関係、保健所の連絡調整、保健所の市町村への援助状況、職員設置状況等の報告
３　人口動態調査	月　報：出生・死亡・婚姻・離婚・死産の全数の報告

【心の健康支援課】

●子どもから高齢者まで、ライフサイクルに沿った心の健康づくりについて、保健、医療、福祉、教育、職域、地域が連携して取り組むこととする。

●精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

●多様な精神疾患等に対応した質の高い精神科医療を提供できる体制及び病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を推進するための体制を構築する。

●認知症、うつ病、高次脳機能障がい、依存症、自死対策等については、一般診療科と精神科医療の連携体制の推進を図る。　（島根県保健医療計画（令和６年）「５　精神疾患」引用）

【重点方針】

１　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（１）普及啓発

精神疾患の早期発見・早期対応を促進し、精神障がいを有する人等が地域の一員として安心して生活ができるよう、精神疾患や精神障がいに関する普及啓発に引き続き取り組む。

（２）地域生活移行及び地域定着支援

精神科医療機関、その他の医療機関、相談支援事業者等の関係団体や市、保健所が重層的な連携により包括的な支援体制を構築していくことが求められることから、引き続き以下について取り組む。

ア　ピアサポーターの要請及び活用について検討する

イ　退院後支援に関するガイドラインによる支援

２　多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

（１）精神科救急医療体制等の整備

精神疾患の急発、急変により速やかな医療が必要となった場合に、迅速かつ適切に医療提供できるよう体制整備を行う。精神科救急医療体制整備圏域連絡調整会議等において、かかりつけ医（診療所、病院）との連携や、精神科救急医療施設の運用の充実を図る。

（２）認知症に対応した医療提供体制の構築

認知症疾患医療センター等の専門医療機関と保健・医療・介護等関係機関が連携し、認知症の専門治療や継続的な相談支援が切れ目なく受けられる体制強化について引き続き取り組む。

（３）子どもの心の診療ネットワークの拡充

子どもが家庭や学校・地域で安心して生活できる環境を整え早期受診・早期診断をするため、子どもの心の診療をする医療機関の初診までの待機期間を短縮できる体制を整える。

１　精神保健対策

事業名・事業の目的	目標と方針
（１）普及啓発活動 目的：地域住民が心の健康に関心をもち健康の保持増進できるよう、松江圏域健康長寿しまね推進会議の心の分科会と連携し、子どもから高齢者まで、ライフサイクルに沿った普及啓発を図る。 ア 松江圏域健康長寿しまね推進会議（心の分科会≪島根県≫） （ア）心の分科会 目的：会議の開催により、各種団体との情報共有が図れ、事業を一体的に推進することができる。 （イ）心いきいきキャンペーン 目的：メンタルヘルスに関する正しい知識の普及のため、ストレス対処法や相談窓口等を周知する。 a 世界自死予防デー（９月） b 世界メンタルヘルスデー（１０月） c アルコール関連問題週間（１１月） d いのちの日(12 / 1) e 自死対策強化月間（　３月） f その他構成員が実施しやすい期間 イ 出前講座≪島根県≫ 目的：心の健康づくりの普及啓発のため、事業所等に出向き研修を行う。 （ア）島根県出前講座（ゲートキーパー養成研修） （イ）心のサポーター養成講座 （２）精神保健福祉相談 目的：ひきこもりやアルコール健康障がいを含む精神保健福祉相談を受ける。また、緊急的な精神科医療の相談や調整に応じる精神科救急情報センターとしての役割を担う。	回数：２回/年 時期：第１回分科会　令和７年６月 第２回分科会　令和８年１月頃 内容：事業報告、事業計画について 方法：啓発チラシの配布 パネル展示、リーフレット設置 時期：随時 時期：随時

ア 定期相談≪松江市≫≪島根県≫ **(ア)心の健康相談**	回数：23 回/年＊松江 18 回、安来 5 回 ※令和６年度に所長協議し令和７年度体制を決定。令和８年度に事業評価をし令和９年度以降の体制を決定する。 ※心の健康相談の掲載内容に関する掲載機関への照会は 2 年に 1 回とする(次期照会は令和 9 年度版作成時)
（上記内）　　子どもの心の健康相談	回数：6 回/年
(イ)アルコール相談	回数：8 回/年 専門医療機関相談員 4 回、自助グループ 4 回 ※令和６年度に所長協議し令和７年度体制を決定。令和８年度に事業評価をし令和９年度以降の体制を決定する。
イ 定例外（随時）相談≪松江市≫≪島根県≫ （電話・来所相談対応、訪問指導）	時期：通年
ウ 精神科救急情報センターの機能≪島根県≫ 目的:初めて受診する場合や主治医と連絡がつかない場合など､精神科受診に関する緊急の相談対応を行う。	時間：平日 8:30～17:15 ＊夜間・休日は県立こころの医療センター対応
エ 両市への支援≪島根県≫	方針：松江市・安来市との精神保健福祉業務連絡会にて意見交換を行う。 時期・回数：4～5 月に各 1 回、必要に応じて随時
オ 精神保健福祉相談員資格取得講習会の受講≪松江市≫≪島根県≫	未定

２　精神障がい者地域移行・地域定着支援事業≪島根県≫

目的：精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指す。入院早期から関係機関が退院後の生活を見据えた支援を行い、退院後の地域定着を図る。

事業名・事業の目的	目標と方針
（１）普及啓発活動 ア　出前講座：心のサポーター養成研修（再掲） イ　地域移行サービス等制度の啓発	方針：島根県精神保健福祉会連合会との連携を検討する
（２）地域移行・生活支援事業圏域会議 目的：病院、相談支援事業所、地域活動支援センター、基幹相談支援センター、行政等と課題の共有及び解決を図る。 ア 会議・データ分析（630 調査結果の取得含む）	方針：以下の課題解決を図る ・地域移行支援・地域定着支援サービスの周知 ・ピアサポーターの活用推進
イ 研修会	方針：保健所単独開催の他、行政等が研修会を実施するよう支援することも検討する
（３）措置入院者の退院後支援 ≪松江市≫≪島根県≫ 目的：精神障害者が退院後にどこの地域で生活することになっても、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進等のために必要な医療等の包括的支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにする。	方針：措置入院者に対し、入院早期から退院後支援を開始し、関係機関と連携し退院後の支援をする。 ≪以下の活用を図る≫ ・地域移行支援・地域定着支援サービス ・ピアサポーター
（４）ピアサポーター等活用事業	方針：ピアサポーターの目的を委託事業所及びピアサポーターと共有する。
（５）松江市精神障がい者家族会協議会運営委員会	方針：松江市精神障がい者家族会協議会運営委員会へ委員として出席する。
（６）ボランティア等への支援	方針：依頼時対応
（７）両市への支援	

３　精神科救急医療体制整備事業≪島根県≫

目的：精神疾患の急発・急変により速やかな医療が必要な者に対して、迅速かつ適切な医療の確保を図り、もって対象者の社会生活を支援することを目的とする。

事業名・事業の目的	目標と方針
（１）精神科救急情報センターとしての相談 （再掲）	時期：通年
（２）精神科救急医療体制整備圏域連絡調整会議 目的：医療機関、消防、警察等の関係機関等が、精神科救急対応が円滑に推進できるよう課題共有及び方向性を確認する。	時期：令和７年度上半期 懸案事項次期地域医療構想の動向 回数：1 回 内容：平日日中の精神科救急体制について
（３）精神保健福祉法に基づく措置入院等の対応	時期：通年

４　自死総合対策事業≪島根県≫

目的：「島根県自死対策総合計画」の推進と、「第２次松江市自死対策推進計画」「第２次安来市自死対策計画」の推進を支援する。

事業名・事業の目的	目標と方針
（１）普及啓発活動 ア　心いきいきキャンペーン（再掲） イ　島根県出前講座　　（再掲） （ゲートキーパー養成研修） ウ　圏域内の精神科医療機関の周知	周知方法：ホームページへ掲載 掲載医療機関への照会時期と方法 ・2 年に 1 回、メールにて照会 ・次回：R8 に照会し R9.4 月更新
（２）自死未遂者・遺族者への支援 目的：関係機関と連携し、相談支援を行う。	時期：通年
（３）人材育成 ア　ゲートキーパー研修指導者講習の受講 （島根県立心と体の相談センター主催）	時期：令和 7 年 5 月 16 日、30 日
（４）両市への支援	時期：通年

５　子どもの心の診療ネットワーク事業≪島根県≫

目的：子どもの心に関する受診までの待機期間の短縮に向けた取り組みを行う。

事業名・事業の目的	目標と方針
（1）子どもの心の診療支援事業 **ア　松江圏域子どもの心の診療ネットワーク医療連携推進会議** 目的：松江圏域における医療、保健、福祉、教育機関の連携体制の構築を図る。特に、初診待機期間の短縮に向けては令和６年度に松江市の関係機関でワーキングを開催し課題の整理を行った。	時期：令和７年度上期にワーキングを開催 内容：家庭･教育･医療連携シートについて 上記ワーキングを踏まえ、圏域会議の開催について検討する
イ　子どもの心の健康相談（再掲） 目的：様々な心の問題を抱える児童・生徒に対し医療が必要な状況か診立てを行う。保護者、学校関係者の対応について助言する。	時期：令和７年度６回実施 対象：原則として小学校高学年から 18 歳未満
（2）子どもの心の診療関係者研修・育成事業 **ア　専門職研修会への参加**	内容：こどもの心の相談に資する研修を受講する。
イ　子どもの心の診療関係者に向けて研修情報を発信 （ア）医師中央派遣研修の案内	内容：医師や精神保健福祉士等に対し、子どもの診療にかかる中央派遣研修を案内する。
（イ）研修等の情報発信	内容：子どもの心の診療に関する研修等の情報を幅広く収集し、登録のある 43 医療機関へ随時発信する
（3）子どもの心の理解啓発事業 **ア　子どもの心の診療機関マップ**	周知方法：ホームページ、心の相談チラシ 更新について 時期：県障がい福祉課より指示があった時 照会先： ・掲載医療機関～県障がい福祉課が照会 ＊令和５年度の照会方法 ・未掲載医療機関～各保健所 ＊令和５年度に今後の照会意向を確認済。 照会意向：22 医療機関

６　精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行事務等≪島根県≫

目的：精神障がい者に対する適正な医療及び保護を確保することを目的に、精神保健福祉法に基づく事務及び心神喪失者等医療観察法にかかる対象者支援を行う。

事業名・事業の目的	目標と方針
（１）医療保護入院関係事務 目的：病院からの医療保護入院書類（入院届、退院届、入院期間更新届）の提出を受け、精神医療審査会への報告を行うとともに、統計資料として活用する。	時期：通年
（２）措置入院患者実地審査 目的：措置入院患者のうち、入院後概ね３か月を経過した者、措置入院した月が到来する者等に対し、精神保健指定医による診察を実施する。	時期：随時
（３）精神科病院実地指導及び医療保護入院実地審査（県障がい福祉課に同伴） 目的：精神科病院の実地指導にあわせ、医療保護入院患者について精神保健指定医による診察を実施する。	時期：令和７年７月～12 月
（４）心神喪失者等医療観察法にかかる通院処遇対象者支援 目的：保護観察所からの依頼を受け、処遇実施計画に基づき、地域支援関係機関として、ケア会議への参加や訪問等の援助を行う。また医療観察法制度の処遇終了後の対象者について、関係機関と連携し継続した支援を行う。	時期：保護観察所からの依頼時

７　地域包括ケアシステム（認知症医療体制）に関すること≪島根県≫

目的：認知症の人が地域で暮らせる体制を整える。

事業名・事業の目的	目標と方針
認知症疾患医療センター **地域型：安来第一病院** **連携型：こなんホスピタル** **まつしま脳神経内科** **（１）認知症疾患医療センターの活動支援** 認知症疾患医療センター連絡協議会出席等 **（２）認知症医療の体制に係る会議等への出席**	※令和２年 10 月、連携型は青葉病院を含めて３医療機関の輪番制で開始。令和６年度末に青葉病院が辞退。 ※連携型の設置に関する関係機関の機能 【松江市医師会】 ・県地域包括ケア推進室及び保健所の相談 ・認知症疾患医療センターの設置については医師会内で承認案件として取り扱う 【行政機関】 ・県地域包括ケア推進室・保健所 ・松江市介護保険課 懸念事項 令和７年度８月までに松江市の認知症疾患医療センターの体制をどうするか検討をする必要がある。

【健康増進課】

健康増進課では「総合的な健康づくりの推進」を柱に健康長寿しまね推進事業、生活習慣病対策、母子保健、栄養改善、歯科保健などライフステージにそった事業を実施している。
健康増進法第８条に基づく健康増進計画においては、令和６年３月に策定された「第３次健康長寿しまね推進計画」（計画期間：令和６（2024）年度～令和 17（2035）年度）に圏域計画を包含し推進する。

令和２年度から、さらなる健康寿命延伸を目指し、島根創生計画に基づく「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」を管内両市と連携し、公民館等を中心とした健康づくり活動をすすめ、健康課題解決に向けた取組や住民主体の健康なまちづくり活動を促進し、従来の活動に「プラスワンの健康づくり」の取組を実施してもらうこと等により、健康長寿しまね県民運動を推進する。令和７年度から島根創生計画（第２期）に基づき、新しいモデル地区を設定し実施する。

松江保健所においては、松江市と島根県の共同設置体制をとり、がん、脳卒中、糖尿病等生活習慣病の対策等の保健活動は、松江圏域における県事業として実施している。安来市に対しては、県型保健所として安来市の保健活動を継続して支援し、松江市に対しては、松江市保健所として、松江市本庁関係部署と連携を図り、県の方向性との調整を図っていく。青壮年期対策として「地域・職域連携による健康づくり」は、「第３次健康長寿しまね推進計画」に包含し、歯科保健対策は、「第３次島根県歯と口腔の健康づくり計画」に位置づけ、関係機関と連携を図りながら推進する。

母子保健対策は、「第３次健やか親子しまね計画」（計画期間：令和６（2024）年度～令和 11（2029）年度）に基づき、「松江圏域母子保健推進検討会」で関係機関と連携し取組を推進する。また、周産期医療に関しては、松江圏域周産期医療連絡協議会等で周産期医療体制の充実に向けた取組を展開していく。

管内両市の保健活動については、各保健事業等への参画等を通し、両市の健康増進計画等により推進していく。

【重点方針】

《総合的な健康づくりの推進》

１　健康長寿しまね推進事業

「第３次健康長寿しまね推進計画」に基づいて、健康長寿しまね推進会議を母体に、地域ぐるみの主体的な活動を推進するとともに、関係団体が連携した多様な取組を推進し、さらなる健康寿命の延伸、格差の縮小のため、働き盛り世代の健康づくりの取組や高齢者のフレイル予防を進める。

地域ぐるみ、職場ぐるみの健康づくりや、働き盛り世代、高齢者の健康づくりを推進するため、健康づくり活動表彰事業、職場における健康づくりがすすみやすい環境整備への支援、高齢者のフレイル予防の取組を推進する。

２　しまね健康寿命延伸プロジェクト事業

さらなる健康寿命の延伸を目的に、脳血管疾患死亡率や高血圧罹患率が全国と比べ高い原因となっている食塩摂取量や運動習慣等の健康課題や地域毎の課題解決に向けて重点的に取り組む。

【健康寿命延伸強化事業】

安来市でモデル地区を設定し、健康課題を明確にした効果的な生活習慣病予防対策を実施する。また、「＋（プラスワン）活動」を関係団体と推進する。

【働き盛り世代の健康づくり強化事業】
保険者、経営者団体等と連携し、事業所での健康づくりや健康経営を支援することで、働き盛り世代が自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組める環境を整備する。
【健康な食環境づくり事業】
一人ひとりが食生活の中で「減塩」「野菜摂取」を意識できるよう普及啓発を行う。民間企業等と連携し、自然と「おいしい健康な食事」ができるよう、食環境整備を行う。

３　生活習慣病予防対策

＜がん対策＞
圏域の重点取組として、男女の大腸がん、男性の肺がん、女性の乳がんの受診率および精密検査受診率の向上対策を管内両市と連携し実施する。また、管内両市のがん検診検討会への参画等により対策推進に向けた体制整備を支援する。健康長寿しまねの活動、働きざかりの健康づくり推進連絡会等を通してがん予防に係る啓発を実施する。

＜糖尿病対策＞
「松江地域糖尿病対策会議」および「安来市糖尿病管理協議会」へ参画し、関係者と課題を共有し効果的な対策に取り組む。

＜循環器対策推進事業＞
圏域の循環器病対策の課題について関係機関と共有し、解決に向けての取組を行う。健康長寿しまね推進事業や地域・職域連携健康づくり推進事業と連動し、効果的な取組を行う。

＜地域・職域連携推進事業＞
「松江圏域働きざかりの健康づくり推進連絡会」で、事業所及び労働者に情報発信していくための時期や方法を共有し、連携して取り組む。「島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会」の方向性もふまえ、管内両市の成人保健事業と連携した取組の推進を図る。
また、「第３次健康長寿しまね推進計画」の方向性をふまえて関係機関と連携を図りながら職場ぐるみの健康づくりの取組を行う。

＜たばこ対策＞
「第５次島根県たばこ対策指針」の４つの柱「20 歳未満の者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「禁煙サポート」「普及啓発」に基づき取組を行う。改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策については、関係機関・部署等と連携を図りながら、適切に対応していく。特に松江市については、「松江市たばこ対策推進会議」への参画等により取組の推進を図る。

４　母子保健対策

「健やか親子しまね計画」に基づき、圏域内の共通強化取組を中心に「松江圏域母子保健推進検討会」において両市や各関係機関と連携し取組の推進を図る。伴走型相談支援やこども家庭センター設置等国の施策について、管内両市の取組状況を把握し、母子保健事業の円滑な実施に向けた支援を行う。
「松江圏域周産期医療連絡協議会」は、事務局である松江赤十字病院と協議しながら取り組む。

児童虐待予防については、管内両市の要保護児童対策協議会担当課、母子保健担当課、児童相談所と連携し取組を進めていく。

5　食育の推進

管内両市の食育推進計画の進捗状況を把握しながら、適宜支援を行う。

食育を実践する地域活動栄養士等人材の資質向上、また食生活改善推進協議会等のボランティア団体と連携した食育の取組を推進する。「島根県食育推進計画第四次計画」に基づき、食育の推進に取り組む。

6　歯科保健対策の推進

「第３次島根県歯と口腔の健康づくり計画」に基づき、管内両市と連携を図りながら各種の取組を実施する。

7　管内両市健康増進計画等に基づく保健活動の支援

国や県の取組との整合性を図るため、国等の方向性やデータ等の情報提供を行い、管内両市の成人保健、母子保健活動等の各種検討会議において、事前協議を行ったうえで、委員、オブザーバー等の立場で参加し、管内両市の取組を支援していく。人材育成も、各種研修会や検討会等において、引き続き支援を行っていく。

１　地域保健対策　《島根県》

事業名・事業の目的	令和７年度の目標と方針
１　地域保健対策の推進　《島根県》 (１)地域保健関係者の研修会 課題に応じた保健福祉活動を展開するために必要な知識・技術を習得するとともに地域の課題に応じた効果的な保健活動の推進につなげる。保健所・管内両市の新任保健師等の現任教育を推進する。 (２)管内両市活動支援 管内両市で健康課題に応じた取組が推進できるよう支援すると共に、両市の健康増進計画と圏域の健康増進計画の連動した取組の推進を図る。	１　地域保健対策の推進 (１)地域保健関係者の研修会 １)地域保健専門職員研修　年２回 第１回(9～10 月) 地域保健活動の展開 地域診断の実際 第２回(11～12 月)母子保健活動（事例検討） ２)現任教育担当者連絡会 （統括保健師連絡会含む）　年１回 ３)新任期保健師活動成果報告会 （松江市と合同開催）年１回 ４)健康課題施策化研修（中堅期保健師人材育成） 松江市：医療介護連携 （保健所：医事・難病支援課、地域包括ケアスタッフ） （２）市活動支援 １)事業別担当者連絡会の開催（年 1～2 回） ２)各事業等を通した支援 ・健康づくり推進協議会の活動支援 ・事業検討会等への参画と支援 ・専門的・技術的支援

	・地域保健関係データ等の分析及び情報提供等
(3)学生実習 各学校カリキュラムにおける実習目標を達成し、地域における保健師、栄養士の役割を学べるように実習全体の運営、調整を行う。	（3）学生実習 ・保健師 島根大学医学部看護学科 前半：6 月 12 日～6 月 18 日の平日 5 日間（3 人） 後半：7 月 10 日～7 月 16 日の平日 5 日間（6 人） 島根県立大学看護栄養学部看護学科 10 月 20 日～10 月 24 日（6 人） ・管理栄養士 島根県立大学健康栄養学科 8 月 25 日～9 月 5 日のうち 5 日間

2　健康長寿しまねの推進　《島根県》

事業名・事業の目的	令和 7 年度の目標と方針
1　しまね健康寿命延伸プロジェクト事業 **《島根県》** 「第 2 期島根創生計画」（令和 7～11 年度）に基づき、健康寿命延伸のための健康づくりを推進する。 【第 1 期健康実態調査からの重点方針】 1．全世代の減塩 2．子育て世代・壮年期の野菜摂取 3．壮年期の運動 (1)モデル地区活動 モデル地区において、健康実態調査等から課題を明確にし、解決に向けた取組を、地域住民や関係機関等と話し合いながら進める。	1　しまね健康寿命延伸プロジェクト事業 (1)モデル地区活動 ・第 2 期モデル地区を選定し、地区診断を行う。第 2 期モデル地区の取組の進め方について、安来市や地区と検討する。 ・健康やすぎ 21 策定にかかる調査と連動して、地区の実態把握を行う。 ・第 1 期モデル地区や拡大調査 2 地区についてもフォローをする。 ・モデル地区から波及させて、安来市全体で健康課題解決の取組を検討、実施する。 ・下記のキャッチコピーを利用した啓発活動 【減塩】あとﾏｲﾅｽ 1 g！素材のおいしさに気付くかも！ 【野菜摂取】あと 70g！しまねの野菜でいい調子！ 【運動】あと 10 分！あと 1,000 歩！すきま時間に“ちょいトレ”チャレンジ ・「＋1（プラスワン）活動」の推進
(2)働き盛り世代の健康づくり強化事業 働き盛り世代の青壮年期が主体的に健康づくりに	(2)働き盛り世代の健康づくり強化事業 1)地域・職域連携事業により、チャレンジ月間での

取り組める環境を整備する。 1)しまね☆健康づくりチャレンジ月間に合わせた事業所での取組推進 2)しまね☆まめなカンパニーの登録事業所数増加に向け取り組む。	健康づくりの取組を促進する。 2)「働く人のための健康づくり応援事業」として、保健所及び管内両市の事業所に健康教育等の機会があれば、食生活改善推進員と連携し取り組む。 （＊島根県食生活改善推進協議会へ委託）
(3)健康な食環境づくり事業 島根県の健康課題である食塩の過剰摂取、野菜の摂取不足の改善を目指す。民間企業（スーパー、飲食店等）と連携し、自然と「おいしく健康な食事」ができるよう食環境整備を行う。 〇普及啓発 ・食生活改善推進員による減塩活動等、学習・体験の場の提供。 ・地元スーパー等と連携した取組。 〇環境整備 ・島根県内全域で「健康な食環境づくり認定制度」が開始予定。 ・地元スーパー等と連携した取組など。	(3)健康な食環境づくり事業 1)普及啓発 ・食生活改善推進員と連携し、「まちの食育ステーション事業」を実施。（各市1回） 2)環境整備 ・新規認定事業が開始される。事業のPR等は、「松江圏域健康長寿しまね推進会議」をはじめとする関係団体と連携しながら行う。また、両市と連携を図りながら健康に配慮した商品を販売する食品事業者の把握を行う。
(4)保健活動プロセス評価 モデル地区活動に関与した職員や組織の意識・行動の変化やモデル地区における活動の広がり等を把握し、効果が得られた要因等を分析し、他地区への活動波及や効果的な地区活動の展開の一助とする。	(4)保健活動プロセス評価 年度末に安来市、保健所の担当保健師、管理職に対してモデル地区活動の評価アンケートを実施。
(5)推進体制	(5)推進体制 ・県、保健所連絡会 ・所内地域包括ケア所内連絡会での進捗状況報告 ・安来市との事業検討会
2　健康長寿しまね推進事業　《島根県》 健康増進法に基づく「健康日本21」（健康増進計画）の島根県・松江圏域版として位置付け、健康長寿日本一を目指した県民運動「健康長寿しまね」を官民一体となって推進する。 推進を図るため「松江圏域健康長寿しまね推進会議」を設置し、松江･安来地域の39関係機関・団体を構成団体に活動をすすめている。 基本的な目標を「健康寿命を延ばす」とし、次の2	1　健康長寿しまね推進会議の運営 役員改選 (1)推進会議　全体会　1回(6月5日) R6～8年度共通テーマ「食を中心とした「＋1活動」を地域で、職場で展開しよう」 (2)まめな会議　　1回(2月頃) (3)分科会　　各2回程度 (食、運動、たばこ・アルコール、歯科、心) ・各分野の取組内容を具体化、事業を実施する。

つを具体的な目標に掲げている。 ・平均寿命を延ばす ・65歳の平均自立期間（「健康寿命」）を延ばす スローガン ・目指せ！生涯現役、みんなで延ばそう健康寿命 ・目指せ！健康長寿のまちづくり ○計画の目標達成に向け、推進会議、各分科会の事業を企画実施する。 食、運動、たばこ・アルコール、歯科、心の５分野と健康管理の体制整備・がん予防対策の推進（一次予防の推進） ○しまね健康寿命延伸プロジェクト事業での啓発等と連動して活動を実施する。 ・減塩、野菜摂取、運動のキャッチコピー ・「＋（プラスワン）活動」の推進 ○関係する分野の各種会議と連携を図り推進する。 ・「松江圏域働きざかりの健康づくり推進連絡会」 ・「松江圏域歯科保健連絡調整会議」 ・管内両市の糖尿病対策の会議 ・「松江圏域脳卒中予防検討会」 ・「松江圏域母子保健推進検討会」	(4)活動推進交流会　1回（10月～11月） (5)まめなサポーター活動 ・連絡会　2回（1回目は全体会に兼ねる） 「健康長寿しまね」の活動を支援していただく方を「まめなサポーター」として登録し、分科会への参画や啓発活動を実施してもらう。 （令和7年4月1日現在　10名登録） ２　計画推進のための具体的事業 ・「まめな通信」　年2回発行 ・「まめな情報協力店」の登録の推進 ・「まめな新聞」（構成団体向け）　年2回発行 ・普及啓発活動（教材の貸し出し等） ・健康づくり活動表彰事業 ①県表彰への推薦 ②圏域表彰の実施 ※表彰式は、管内両市と調整し、健康づくりグループ等を対象にした研修会やイベント等の活動の場で実施。

３　生活習慣病予防対策

事業名・事業の目的	令和７年度の目標と方針
１ がん予防対策の推進　《島根県》 「島根県がん対策推進計画」に基づき、圏域では、「男女の大腸がん、男性の肺がん、女性の乳がん検診受診率、精検受診率向上と生活習慣の改善に向けた取組の推進」を重点目標におき、がん予防対策を推進していく。 また、「松江圏域健康長寿しまね推進会議」の取組として、各分科会・構成団体の取組を発展させていく。	１　がん予防対策の推進を図るための体制整備 ・がん予防対策の取組の現状・課題をもとに、がん検診の受診者数増加に向け、管内両市と連携した取組の強化、がん検診の精度管理・事業評価のあり方について検討を行う。 (1)管内両市との保健活動連絡会やがん検診チェックリストの協議等各協議の場を活用し、各市の現状や課題を把握し、課題解決に向けた協議を行う。(随時) (2)管内両市におけるがん検診検討会へ参画（随時）

	２　がん予防対策に係る啓発活動 がん検診受診者数の増加に向け、事業所・関係団体等を対象に出前講座を行う。また、「しまね☆まめなカンパニー」登録事業所の拡大を図る。 (１)松江圏域健康長寿しまね推進会議等において、がんの発症リスクとなる喫煙や食生活等の生活の改善の取組と連動して、がん検診の啓発を推進する。 (２)事業所を対象とした「がんの健康教育」出前講座の実施 (３)「がん検診啓発サポーター」等と連携した啓発活動及びサポーターの発掘 (４)「しまね☆まめなカンパニー」登録事業の推進 (５)「がん対策キャンペーン」への参加、調整 (６)若い女性等への啓発 (７)啓発媒体の提供、貸出 ＜推進する場＞ (１)「松江圏域健康長寿しまね推進会議」での取組 (２)「松江圏域働きざかりの健康づくり推進連絡会」での取組
２　糖尿病予防対策の推進《島根県》 「松江地域糖尿病対策会議」、「安来市糖尿病管理協議会」への参画支援を行う。	１　「松江地域糖尿病対策会議」への参画と支援 松江市の糖尿病対策の推進と病診・診診・医科歯科・薬局との連携の推進を図る。また、糖尿病腎症重症化予防対策の充実を図る。 (１) 全体会議　年４回 (２) 部門会議　複数回 （診療部門、予防・健診部門、啓発活動部門） (３)行政会議　随時、企画会議　年１回 (４)松江市糖尿病対策との連動 (５)糖尿病腎症重症化予防委員会　年３回 (６)活動のまとめ作成（“ぶるーらいと松江”） ２　「安来市糖尿病管理協議会」への参画と支援 糖尿病の適正管理の推進とともに、糖尿病腎症重症化予防対策等の充実を図る。 (１)総会および研修会　年１回

	(2)診療部会　年2回 (3)予防部会　年1回 (4)糖尿病腎症重症化予防対策（eGFR 速度低下ハイリスク者対策）の支援 (5)登録システム分析
3　循環器病対策の推進《島根県》 循環器疾患の発症予防、重症化予防のための基礎疾患の管理・再発予防の取組を推進する。 【取組の方向性】 テーマ 「働き盛り世代男性の発症者数の減少を目指す」 ・働き盛り世代への普及啓発等の取組強化 ・脳卒中発症予防として、高血圧予防の啓発強化 ・脳卒中を知り、発症時の早期受診を促す啓発の強化 ・脳卒中手帳の活用推進 ・実態を踏まえた、科学的根拠に基づく予防活動の実施、見える化	1　循環器病対策の推進 脳卒中発症者状況調査等により、現状把握と課題の整理、発症予防に向けた具体的な取組について推進する。 (1)「松江圏域脳卒中予防検討会」の開催 年1回（8月頃） 現状把握と課題の整理、具体的な取組について検討。 (2)「松江圏域脳卒中研修会」の開催　年1回 (3) 啓発活動 「しまね高血圧予防啓発事業」(島根県) を中心に管内両市、関係機関、職域と連携したより効果的な啓発活動を検討し実施。 (4) データ活用等 ・R5 年「脳卒中発症者状況調査」(島根県)の分析。 ・R7 年「脳卒中発症者状況調査」の依頼。 ・SHIDS、EMITAS-G 等を活用したデータ収集と分析。 2 地域リハビリテーションの推進 (1) 失語症患者・家族会及び交流会への参加 「だんだんトークの会」(脳卒中患者会自主グループ) 総会・交流会　7月8日 病院交流会　開催未定 (2)「だんだんトークの会」の活動支援 ・定例会（毎月第3水曜開催）へ参加し今後の活動について検討、随時作業を実施。 ・「失語症者支援センター」(松江市) や「意思疎通支援者派遣事業」(松江市)等についても状況を把握し、連携をとりながらトークの会の周知を進める。 ・20 周年記念誌作成の支援を行う。 3 「松江地域脳卒中地域連携パス合同委員会」、「安来地域連携パス検討委員会」への参画

４ 地域・職域連携による健康づくり《島根県》 松江圏域働きざかりの健康づくり推進連絡会」として、事業所及び労働者に情報発信していくための時期や方法を共有し、連携して取り組む。「島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会」や「第３次健康長寿しまね推進計画」の方向性もふまえ、管内両市の成人保健事業と連携した取組の推進を図る。	１ 地域・職域連携体制づくり (1)「働きざかりの健康づくり推進連絡会」 年１回（8 月頃）R6～R17 の活動方針等の決定 (2)「働きざかりの健康づくり推進連絡会・企画会」 年３回（5 月、9 月、2 月頃） 5 月:R6～17 の活動方針等の検討 9 月:働き盛りの健康づくり研修会の打合せ 2 月：R8 年度の活動の方向性について検討 (3)「働きざかりの健康づくり研修会」の実施 ・年１回(10 月か 11 月頃) ・青壮年期の健康づくりに関する情報提供、事業所の取組の交流の場 (4)管内両市の取組への支援 （松江市）「健康まつえ２１基本計画」との連動 （安来市）「安来市健康推進会議産業保健部会」の活動との連動 (5)まめな☆カンパニー登録事業所及びヘルス・マネージメント認定事業所の拡大。 ２ 活動の取組の方向性 (1)健康づくり活動の重点柱を働きざかりの健康づくり連絡会で取り組む。 (2)生活習慣病予防・重症化防止対策等と連動した取組で脳卒中予防としての高血圧予防対策等生活習慣病予防を推進する。 (3)事業所の健康づくり活動の現状把握を機関と連携し実施する。 ３ 普及啓発活動 (1)出前講座や事業所訪問等で情報提供を行う（随時）。 (2)松江保健所のホームページの働きざかりの健康づくりコーナー、いきいきプラザ島根の健康づくり啓発コーナー、メルマガ（まめな☆カンパニー登録事業所）を利用した情報発信を行う（随時）。 (3)「事業所健康づくり情報ファイル」の活用、 ４ 健康寿命延伸プロジェクト働き盛り世代の健康づくり強化事業と連携した取組

	(1)しまね☆健康チャレンジ月間について参加事業所を増やす。 (2)構成団体の会報誌への情報掲載、パンフレットの配布し周知啓発に取り組む。
5 「特定健診・特定保健指導」に関する支援 **《島根県》** 管内両市（国保）において、特定健診・特定保健指導が効果的に実施されるよう支援を行う。	1 特定健康診査データ集計結果の活用 EMITAS-G により集計された結果、国保・協会けんぽデータを活用する。 2 データヘルス計画実施に向けての支援 ・計画期間 松江市 2024～2029 年度 安来市 2024～2029 年度 ・保健事業支援・評価委員会への参加。
6 受動喫煙防止対策の推進 **《松江市》《島根県》** 健康増進法の改正により、①国及び行政機関の責務等については 2019 年 1 月 24 日、②学校・病院等及び行政機関の庁舎の規制については 2019 年 7 月 1 日、③全面施行は 2020 年 4 月 1 日と段階的に施行された。	1 県・市権限共通の取組 (1) 相談及び届出窓口の設置 (2) 義務違反時の対応 (3) 所内各課、県庁健康推進課等関係各課との (4) 対策の推進に向けて地域住民、関係者への啓発の取組 2 市権限独自の取組 (1)「松江市たばこ対策推進会議」への出席 ・年 1 回 (2) 松江市健康推進課との連携

5 母子保健対策

事業名・事業の目的	令和 7 年度の目標と方針
1 健やか親子しまねの推進 《島根県》 ・「健やか親子しまね推進計画」に基づき、「すべての親と子が健やかに暮らせる社会」の実現に向け、関係機関が一体となり推進する。 ・「松江圏域母子保健推進検討会」にて、「健やか親子しまね計画」の進捗状況の確認、松江圏域で強化する県共通取組の推進を図る。	1 「松江圏域母子保健推進検討会」 「健やか親子しまね計画」を委員へ周知し、松江圏域で強化する共通取組や松江圏域の母子保健の現状・課題について協議する。 年 1 回 2 母子保健担当者連絡会 松江圏域の母子保健の現状・課題を管内両市の母子保健担当者と共有する。県としての母子保健の方針と両市の母子保健の取組との整合性を図る。 3 母子保健に関するデータ分析、還元 人口動態統計、母子保健集計システム等の各種デー

	タについて収集分析し、適宜情報提供をする。 ４　管内両市への活動支援 両市にて開催される会議等に、適宜参画し、現状や課題を把握し、情報提供等の支援を行う。
２　お産あんしんネットワーク事業　《島根県》 ・増加するハイリスク妊婦に対応するため、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。 ・圏域においては、「松江圏域周産期医療連絡協議会」で周産期医療の体制づくりの検討や医療機関、看護職の連携を図っており、今年度も引き続き、ネットワークの充実強化を図る。 ・「松江圏域母子保健指導者用連携ファイル」（通称：「かるがもファイル」）を活用し、タイムリーな情報のもと、質の高いサービスの提供を目指す。	１「松江圏域周産期医療連絡協議会」 「松江圏域周産期医療連絡協議会」で、松江圏域の周産期医療の体制づくりの検討や各機関の連携強化を図る。 (１)全体会　　年１回 (２)関係機関連絡会　　年２回 (３)看護連絡会　　年１回 (４)症例検討会　　２回(うち保健所は１回出席) ＊事務局は松江赤十字病院で担い、保健所は情報提供ほか体制整備等の支援を担う。 ２「日赤・マザリ―会議」　年数回 松江赤十字病院とマザリ―産科婦人科医院、行政で、分娩の集約化に向けて「バースセンター」の設置を検討する。
３　不妊治療支援事業　《島根県(安来市民のみ)》 (１)不妊治療＜先進医療＞費助成事業 令和４年度から不妊治療は保険適用。不妊治療と併用して先進医療を受けた方を対象に、治療費を一部助成することで経済的負担の軽減を図っていく。 松江市の中核市移行に伴い、松江市民からの助成申請は、市子育て給付課で対応する。	（１）不妊治療＜先進医療＞費助成事業 ・相談窓口や制度の周知を行う。 ・申請者のプライバシーに配慮した対応を行う。
(２)男性不妊検査費助成事業 平成 28 年度から男性不妊検査費用に要する経費の一部を助成している。	（２）男性不妊検査費助成事業 ・相談窓口や制度の周知を行う。 ・申請者のプライバシーに配慮した対応を行う。
(３)不育症検査費助成事業 研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え、先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査費の一部を助成することで経済的負担の軽減を図っていく。	（３）不育症検査費助成事業 ・相談窓口や制度の周知を行う。 ・申請者のプライバシーに配慮した対応を行う。

４　母と子の健康支援事業　《島根県》 （1）長期療養児支援事業 ・医療的ケア児を含む長期療養児に関する相談・指導や親子交流会の開催により、児童や保護者の生活支援を行う。 ・NICU 等の入院時からの早期支援、適切なケアの提供のため、関係機関との連携・調整を行う。 ・「在宅療養支援のためのファイル」を活用し、関係機関との連携によりハイリスク児を持つ家族を支援する。	１　長期療養児支援事業 (1)個別相談・家庭訪問の実施（随時） ・安来市の児を中心に個別支援を行い、担当者連絡会等で支援状況等を確認する。 ・松江市の児に関しては、松江市地区担当保健師が中心に支援を行うため、適宜保健所も支援する。 ・全ての受け持ち医療的ケア児について、災害時の対応を個別に確認し、所内や安来市と共有する。 ・島根県医療的ケア児支援センターとも必要時に連携・相談しながら、個別ケース対応を行う。 (2)長期療養児等自主グループへの支援 ・各家族会等へ参加し、状況把握を行いながら、個別ケースへ情報提供等を行う。 ・適宜管内両市へ情報提供を行う。 ・自主グループについて年度初めの各市母子保健担当者連絡会にて共有し、訪問や健診を対応する市地区担当保健師に広く周知してもらうよう働きかける。 〈自主グループ〉 〇松江圏域口唇口蓋形成不全家族の会 （まうすの会） ・「自主グループまうすの会」と共催で交流会を開催。 ・管内両市、県内各保健所等の関係者へ会を周知。 〇ダウン症児・家族交流会（「プチさくらんぼの会」） ・適宜会へ参加。 〇小耳症サークル（しまねっこみみの会） ・適宜会へ参加。 ・管内両市、県内各保健所へ開催案内の周知。 〇日本二分脊椎症協会島根支部 ・管内両市、対象者へ開催案内の周知。 〇松江圏域運動・知的障害児家族の会(「陽だまりの会」) ・会の活動について情報収集を行う。
(2)児童虐待予防の取り組み ・個別支援のほか管内両市の要保護児童対策協議会等への参画や児童虐待予防を視点においた取組を行う。	２　児童虐待予防の取組 (1)ハイリスク家庭への支援 ・長期療養児、妊産婦も含め、早期からの児童虐待予防へつながるよう支援を行う。

	・個別ケースについては医療的ケア児支援の中で家族の状況を把握し、 ・妊娠期からの虐待予防に関しては、周産期医療連絡協議会や母子保健推進検討会等を通じ、妊産婦のメンタルヘルスケアについても情報共有していく。 ・管内両市の母子保健関係者等へ向け、ハイリスク家庭等のケース遡り検討会を、児童相談所と連携して開催し、母子保健活動へフィードバックすることで虐待予防の一助とする。 (２)安来市の要保護児童地域対策協議会等への参画 ・両市の母子保健担当者会等で両市の個別支援ケースの支援状況、子ども家庭センター開設後の母子保健と福祉の連携した取組や支援体制について把握し、推進を図る。 (３)島根県、管内両市の保健師合同意見交換会の参画 ・児童虐待予防に向け、管内両市、児童相談所と連携した取組を推進する。
(３)乳幼児発達支援対策事業 ・平成 18 年度から市町村事業として実情に応じた方法で実施され、効果的な実施に向け支援する。 ・安来市では平成 28 年度から 1 歳 6 か月児健診後フォロー教室の実施について検討され、平成 29 年度に現在の相談支援体制の充実を図ることとなった。	３　乳幼児発達支援対策事業 管内両市の母子保健担当者連絡会等を通じて両市の状況を確認し、情報提供等の適宜支援を行う。
(４)新生児聴覚検査 ・「松江圏域新生児聴覚検査支援連絡会」は①新生児聴覚スクリーニングに関わる関係機関が一堂に会し、情報交換、課題検討し連携を深める、②聴覚障がい児と保護者・家族に適切な支援が行われるよう聴覚障がいの支援システムの整備を目指すことを目的に実施していたが、平成 30 年度以降は「新生児聴覚スクリーニングのフォロー体制を含め聴覚障がい児に関する支援全般を検討する場」として位置づけ継続して開催する。	４　新生児聴覚検査 (１)フォロー状況の把握 ・各種調査に合わせ検査実施状況等を把握する ・各種調査の結果は「新生児聴覚検査支援連絡会」にて情報提供を行う。 (２)「松江圏域新生児聴覚検査支援連絡会」 　　年１回 (３)「島根県新生児聴覚検査連絡協議会」への出席

（５）旧優生保護法一時金・補償金支給事務 R7.1.17 施行旧優生保護法補償金等支給法の成立に伴い、これまでの旧優生保護法一時金に、補償金と人工妊娠中絶一時金が加わり、申請受付を行う。 請求期限は R12.1.16。今後延長される可能性が高い。	（５）旧優生保護法補償金等支給申請 ・プライバシーに配慮し、希望のあった場合には、相談室を利用する。必要時、精神的なフォローをする。
(6)思春期専門相談事業　《島根県》 保健所での電話や来所相談をはじめ、学校等関係機関と連携を図り思春期対策を実施する。	（６）思春期専門相談事業 電話相談等による相談対応　随時 ・保健所ホームページ等を活用し、相談窓口の周知を図る。 ・両市の担当者連絡会心の健康支援課と思春期世代の取組や課題を確認し今後の取組について検討する。 ・健やか親子しまね計画にあるプレコンセプションケアの取組として市や他機関の活動と連携をとり学童～思春期への周知啓発を行う。
５　親と子の医療費助成事業　《島根県》 ・各種医療費の公費負担制度等について周知を行うとともに医療機関等との連携を図り、適切な事務処理を行う。	１　親と子の医療費助成事業 (１)妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費支給事業 ・申請窓口の設置。 (２)先天性代謝異常等検査 ・県健康推進課からの依頼に応じて結果の確認を行う。 ・状況に応じ、小児慢性特定疾病に関する医療費助成の情報提供等を行う。 (３)小児慢性特定疾病医療支援事業(安来市民のみ) 　松江市窓口：子育て給付課 ・丁寧な説明を必要とする申請者への対応に注意する。 ・特に更新時期に 18 歳を迎え成年患者となる受給者に対しては、保護者へ丁寧な説明が必要となる。 ・県健康推進課による OCR 導入の検討について、引き続き動向を注視する。 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、手続きに必要な書類や対応が変更された。年度を通して保険者変更等の申請が多いこと、更新時に

	はすべての受給者の支給認定基準世帯員の保険情報を確認する必要があることから、適切に対応する。 ・更新時の安来市会場について検討する。 ・指定難病へ移行する児を把握し、保護者への周知や医事難病支援課との連携を行う。 (4)受胎調節実地指導員申請手続き ・住所地により島根県権限（松江市外）、松江市権限（松江市）とを分けて事務処理を行う。

6 栄養改善・食育関係事業

事業名・事業の目的	令和7年度の目標と方針
1　食育の推進　《島根県》 令和4年度に「島根県食育推進計画第三次計画」の最終評価が行われ、令和5年度から令和10年度までの第四次計画が策定された。 安来市では、平成28年度に策定された「健康やすぎ21計画(食育推進計画を包含)」に基づき、食育を推進している。平成30年度から開催されている「食育推進会議」にて進行管理しており、令和2年度には計画の中間評価が行われた。令和7年度が計画の最終年度であり、最終評価及び次期計画の策定を予定している。 松江市では、令和5年度に「第3次健康まつえ21基本計画(食育推進計画を包含)」が策定され、新たな行動目標に食環境整備が掲げられた。 県、圏域、管内両市の食育活動が連動し、効果的な展開となるよう、基盤整備を図るとともに関係機関・団体における活動を支援する。	1　食育の推進 (1) 管内両市への支援 「食育推進計画」の推進等への情報提供、支援 ・両市の「食育推進計画」進行管理への支援 安来市：安来市食育推進会議への参画(2回) 松江市：随時
2　食育推進体制構築事業　《島根県》 地域における食育推進のための基盤整備を進めることを目的とし、保育所・学校・食生活改善推進協議会等の関係機関･団体とのネットワーク構築を図る。“健康長寿しまねの推進”と連動した活動となるよう効果的な事業展開を図る。	2　食育推進体制構築事業 (1) 食育ネットワーク会議の開催　年2回 （松江圏域健康長寿しまね推進会議「食分科会」において実施） ・両市、関係機関・団体との連絡会議の開催 (2) 管内両市等の食育事業への支援 1食育の推進(1)管内両市への支援に記載

３　食育サポーター等育成事業　《島根県》 地域における食育活動のより活発な展開を図るため、地域で活動をすすめる食生活改善推進協議会等ボランティア団体の幅広い活動展開を支援するほか、食育活動を進める機関・団体を対象とした研修会を開催し、食育推進の基盤整備につなげる。	３　食育サポーター等育成事業 食育サポーター等育成のため、次の事業を実施する。 (１)「松江圏域食育推進研修会(連絡会)」の開催 (２)両市食生活改善推進協議会総会への参画 (３)その他支援（随時）
４　食育推進専門研修　《島根県》 管内両市の栄養改善業務が効果的に実施されるよう、両市の栄養士、地域活動栄養士を対象とした専門的な知識技術研修を行い、資質向上を図ると共に地域の栄養改善の推進を図る。	４　食育推進専門研修 管内両市の栄養士・地域活動栄養士の育成を図る。 (１)両市の栄養士連絡会　　年１回程度 (２)地域活動栄養士連絡会への支援　年 11 回程度 (３)「松江の栄養と食に関する連携を考える会」への支援　　必要に応じて支援
５ 特定給食施設・その他の給食施設指導 **《松江市》《島根県》** 各施設において適正な給食が提供されるよう助言・指導を行う。 権限に応じて、関係課と情報共有を図り実施する。	５　特定給食施設・その他の給食施設指導 (１)各施設に対し、特定給食施設等栄養管理状況報告書の提出を求め、まとめる。 (２)報告書等から状況をふまえ、巡回指導を行う。 ・病院立入検査に併せて実施　　13 か所 ・保育所への巡回指導（安来市）1～3 か所程度 ・高齢者施設への訪問の検討、調整（松江市） ＊松江市は、保育所幼稚園課で保育所巡回を実施。
６　外食栄養成分表示普及事業　《島根県》 食育推進のための環境づくりの一環として住民が栄養・健康情報にアクセスできる場を多く設け、住民自らの食生活改善・健康管理を促している。 今後は栄養情報提供協力店の拡大を中心に関係団体と情報を交換しながら事業を推進する。栄養成分表示等の協力店拡大については、「(社) 島根県栄養士会」と連携を図りながら実施する。	６　外食栄養成分表示普及事業 ※令和７年度以降に当該事業は廃止され、「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」の「健康な食環境づくり事業」新規認定制度に移行予定。
７　健康な食推進事業　《島根県》 若い世代や働き盛り世代を中心に、健康な食（主食・主菜・副菜を組み合わせ、塩分を控えた食事）を実践するための環境づくり、支援を行う。	７　健康な食推進事業まちの食育ステーション事業 スーパーを健康な食の情報発信・実践のための拠点「まちの食育ステーション」とし、若い世代や働き盛り世代への啓発を行う。 (１)食の情報発信 「松江圏域健康長寿しまね推進会議」の構成団体と

	連携した情報発信。 (２)体験型啓発活動 管内両市の食生活改善推進協議会と連携して、スーパーマーケットの店頭での体験型啓発の実施。 （健康寿命延伸プロジェクトの一環として実施）
８　栄養情報の提供促進　《松江市》《島根県》 健康や栄養に関する正しい情報が提供されるよう、啓発・指導を行う。また、健康増進法に基づく誇大表示とならないよう、食品表示の担当（食品衛生課）と連携を図りながら助言・指導を行う。実施にあたっては、権限に応じて関係課と情報共有を図る。	８　栄養情報の提供促進 食生活に関する正しい知識の普及、定着化を図る。 (１)栄養表示の周知と指導の実施。（誇大表示等）
９　専門的栄養指導　《島根県》 生活習慣病、難病患者、長期療養児、未熟児等に対する専門的な栄養指導を行う。	９　専門的栄養指導 難病患者、長期療養児等に対する個別、集団指導を適宜行い、療養を支援する。
10　国民健康・栄養調査《松江市》《島根県》 **県民健康・栄養調査《島根県》** **乳幼児栄養調査** 国民健康・栄養調査：国が健康増進法に基づき実施する調査。無作為抽出された地区において実施。 県民健康・栄養調査：健康長寿しまね推進計画の評価に際して実施する調査。（R7 実施予定なし） 乳幼児栄養調査：国が 10 年ごとに実施。全国の乳幼児の栄養方法及び食事状況の実態の把握を行う。	10　国民健康・栄養調査及び県民栄養調査 (１)国民健康・栄養調査 通常調査の予定(県内 1～2 地区対象)。圏域内の調査については調査地区の権限に応じて対応する。 松江市：本課の健康推進課と協議しながら実施。 安来市：本課の島根県健康推進課との連携のもと安来市の協力を仰ぎながら実施。 (２)乳幼児栄養調査 令和 7 年度実施予定。権限に応じて対応する。

7 歯科保健対策　《島根県》

事業名・事業の目的	令和７年度の目標と方針
１　８０２０本の歯推進事業 　歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、島根県では「第３次島根県歯と口腔の健康づくり計画」を策定し推進している。 松江圏域では「第３次島根県歯と口腔の健康づくり計画」に基づき、松江圏域の強化取組として「1. 小児期からのむし歯・歯周病予防、2. 働き盛り世代の歯周病予防、3. 高齢者の口腔機能維持・向上」について管内両市、また関係機関と実施状況や事業の進捗状況について共有し取組の推進を図る。また関係機関との連携強化を図り、歯科口腔保健の体制整備を図る。	１　歯科保健定着促進事業 （1）歯科保健対策の推進 　松江圏域歯科保健連絡調整会議　年１回 「第３次島根県歯と口腔の健康づくり計画」に基づき、松江圏域の強化取組である「1. 小児期からのむし歯・歯周病予防、2. 働き盛り世代の歯周病予防、3. 高齢者の口腔機能維持・向上」について両市や関係機関と取組状況について共有し、課題解決に向け連携した取組の推進を図る。 　圏域内の歯科保健関係機関との連携協議のあり方について、調整検討が必要。 (2)「ユニバーサルデザイン調査」について、県の取組である「ほっとライン」や「島根県障がい者対応歯科診療マップ」等の動きも踏まえ見直しを図る。 ２　普及啓発事業 （1）松江圏域健康長寿しまね推進会議歯科分科会 　年２回（6月・2月） 各関係機関や団体等と連携し、に松江圏域歯科保健連絡調整会議での方針に基づき、分科会の各機関と連携し地域住民へ壮年期の歯周病予防、地域住民へオーラルフレイル予防をテーマに啓発を図る。 （2)歯科健康教育等の実施 ・壮年期の歯周病対策として事業所への出前講座の周知と実施体制の強化を図る ・食や働き盛り等他の事業や団体とも連携を図りながら地域住民へ広く歯周病予防・オーラルフレイル予防等の周知啓発を図る。 (3)糖尿病に関連した医科歯科連携の取組 ・糖尿病対策会議を中心とした連携手帳を活用した医科歯科連携の取組の推進、活動支援。 (4)管内両市への活動支援 ・両市の事業検討会等で歯科保健データ等の情報提供を含め、専門的技術支援を行う。 ・「安来市食と歯のフェスティバル」等両市のイベントへ適宜支援。

	(５)歯科医療・歯科保健活動の体制整備 ・歯科衛生士連絡会への参加し活動支援。 ・安来市を中心に適宜人材の確保、地域の歯科保健事業を担う人材育成の対応。

８　石綿健康被害救済　《島根県》

事業名・事業の目的	令和７年度の目標と方針
石綿健康被害救済制度の施行に伴い、給付申請窓口及びアスベストに関する健康相談を行い、住民の健康不安の解消に努める。	石綿健康被害救済 ・給付申請受付事務 ・健康相談

９　調理師免許事務　《島根県》

事業名・事業の目的	令和７年度の目標と方針
調理師免許の書換え、再交付等申請受付のほか、調理師試験願書の配布を行う。	・申請受付、進達 ・調理師試験願書の配布、問い合わせ対応

【医事・難病支援課】

「島根県保健医療計画」に基づき事業を推進する。地域医療構想により圏域の実情に応じた医療提供体制や医療介護連携等についても継続して検討する。

2040 年に向けて、高齢化や人口減少がさらに進行すると推計されており、医療・介護の複合ニーズ等をかかえる後期高齢者の増加への対応や生産年齢人口の減少に伴う医療・介護従事者人材確保等の課題が想定されている。持続可能な医療提供体制を確保するため医療機関の機能分化・連携を推進し、介護も含め圏域全体で地域住民を支える地域完結型の医療提供体制の構築が求められており、松江赤十字病院、松江市立病院、松江生協病院、松江医療センター、JCHO 玉造病院、鹿島病院、松江記念病院、東部島根医療福祉センター、安来市立病院、安来第一病院（以下 10 病院と称する）において協議を重ね、令和 6 年 12 月 19 日付で松江圏域医療連携協定を締結し、2040 年を見据え相互の機能を補完し合いながら地域全体で質の高い医療を持続的に提供できる医療提供体制の構築を図る。

難病対策については、平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、対象疾病が拡大された。医療費助成等の対応を適切に実施していく。

結核対策は、令和 3 年 3 月に改正された「島根県結核対策推進計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら対策を進める。

肝炎対策は、平成 29 年 3 月に改正された「島根県肝炎対策基本指針」に基づき、肝炎検査の実施や適切な肝炎医療の推進及び医療費助成の周知、相談窓口の開設、肝がん重症化予防事業等の取組を進める。

〔重点方針〕

１．保健医療計画の進行管理

第 8 次島根県保健医療計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2030)年度の 6 年間）の推進と評価を行い、適切な進行管理に努める。また、医療機関における機能分化・連携の更なる推進を図り、医療介護連携を推進するため、医療介護関係者で構成する「松江地域保健医療対策会議 医療介護連携部会」を開催するとともに、医療機関間の調整を図るため「地域医療構想調整会議　個別調整会議（「病院長等会議」及び「圏域病病連携推進会議」等）」を開催する。

病院間の機能分化や連携体制について住民へ理解が必要であり、令和 6 年 12 月に医療機能連携協定を締結したことも踏まえ、圏域内の医療機関が一体となり地域住民に対する周知・啓発に取り組む。また、冬季に流行する感染症及び疾病の重症化予防も併せて周知・啓発に取り組む。

２．在宅医療の推進

松江地域保健医療対策会議　医療介護連携部会等において、圏域の在宅医療推進体制について検討する。また市単位では、各市の在宅医療・介護連携支援センターや関係各課等と連携し、在宅医療に係る実態把握や住民啓発等を通して地域包括ケアシステムの更なる推進を図る。

３．救急医療体制の推進

人口減少・高齢化が進むことにより、軽症・中等症の高齢者救急の割合の増加しており、感染症まん延時等に救急患者が一時的に増加すると入院病床がひっ迫することから、救急告示病院は断続的に救急制限を行った。また、転院先の回復期及び慢性期機能の病床を有する医療機関においても、退院調整

等により病床コントロールが難しくなり入院病床のひっ迫がみられた。今後も入院病床がひっ迫する事態が懸念されることから、3 次医療機関（救急救命センター）と 2 次医療機関（救急告示病院）、介護施設も含めた連携体制について検討を図る。また、救急外来及び救急車の適正利用について住民に周知・啓発を行う。

４．災害医療対策の推進

島根県地域防災計画及び「島根県医療救護実施要綱」に基づき、松江・安来地域災害保健医療福祉対策会議において、各関係機関と連携のうえ地域における災害保健医療福祉体制についての検討を図る。

５．医療安全対策の推進

立ち入り検査や医療安全相談等により医療安全対策及び医療機関における院内感染対策の推進を図るとともに、診療所の立ち入り検査についても実績の向上に努める。

６．がん対策の推進

島根県がん対策推進計画に基づき、がん対策を推進する。

７．結核対策の推進

改定された島根県結核対策推進計画に基づき適正医療の普及、結核患者の管理及び接触者健康診断の徹底に努める。また電子ビジブルの活用により、結核対策の課題を明確化し取組をすすめる。結核患者の服薬管理のための地域ＤＯＴＳの推進、コホート検討会を継続実施する。また医療関係者および施設関係者等への啓発のため研修会を開催する。

８．難病対策の推進

難病法や各種治療研究事業実施要領に基づき、対象患者への制度等の周知及びスムーズな申請事務の実施に努める。在宅難病患者療養支援事業においては、レスパイト入院等の受け入れ体制の拡充や災害時の療養患者支援体制について個別事例をとおして関係者と検討し具体的な個別支援計画を作成する。

９．肝炎対策

肝炎治療医療費助成事業及びウイルス性肝炎による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費助成について、スムーズな事務処理に努める。また、平成 27 年 2 月よりスタートした肝がん等重症化予防事業に取り組んでいく。

1　医療対策

事業名・事業の目的	目標と方針
令和６年度からスタートした第８次島根県保健医療計画（令和６（2024）年度～令和 11（2030）年度の６年間）の推進と評価を行い、適切な進行管理に努める。医療機関における機能分化や連携体制の更なる推進を図り、医療介護連携を推進するため、医療介護関係者で構成する「松江地域保健医療対策会議 医療介護連携部会」を開催するとともに、医療機関間の調整を図るため「地域医療構想調整会議　個別調整会議（「病院長等会議」及び「圏域病病連携推進会議」等）」を開催する。 また、医療機関の機能分化や連携体制について住民の理解が重要であり、令和6年12月に医療機能連携協定を締結したことも踏まえ、圏域内の医療機関が一体となり地域住民に対する周知・啓発に取り組む。なお、感染症や生活習慣病等の重症化予防も併せて周知・啓発に取り組む。 **１　保健医療計画の進捗管理《島根県》** (1)島根県保健医療計画（地域医療構想含む）に関すること	(1)-①松江地域保健医療対策会議の開催 (1)-②医療介護連携部会（地域医療構想調整会議）の開催 (1)-③個別調整会議（地域医療構想調整会議）の開催 ・病院長等会議、病病連携推進会議、病院連絡会等 (1)-④住民等への周知・啓発 (1)-④ア出前講座について 〇体制整備 （仮称）医療提供体制等に関する啓発ワーキングの開催　年2回程度（新規） 〇出前講座の実施（10月以降～） (1)-④イ関係機関への周知

	○医療・介護従事者向け研修会の開催（9月頃） (1)-⑤関係機関及び団体へのヒアリング実施 (1)-⑥医療介護データの収集及び分析
(2)災害医療 ①地域災害保健医療対策会議を開催し、関係機関との情報共有・連携を図る ②災害時の広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用するためEMIS及び衛星電話の訓練実施。令和7年4月からEMIS次期システム稼働するため操作研修必要	(2)-①平時から松江・安来地域災害保健医療福祉対策会議の開催及び連絡網の更新 (2)-②4月　EMIS次期システム稼働 5月　EMIS通信訓練への参加 所内EMIS次期システム操作研修の実施
２　医療安全対策《松江市》《島根県》 (1)立入検査 医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理・運営、清潔保持、医療安全管理、院内感染対策等に努めているか検査指導を行うことにより、患者の立場に立った適正な医療提供体制の構築を図る	(1)-①病院立入検査　13病院実施 (1)-②有床診療所立入検査(人工透析設置診療所含む) 対象診療所　４施設実施予定 (1)-③無床診療所及び歯科診療所立入検査 対象診療所　26施設実施予定
(2)医療安全相談窓口 **《松江市》《島根県》**	(2)住民の方から医療に関する相談や苦情等を受け、その対応を行う。
(3)医療統計**《松江市》《島根県》** 医療行政推進の基礎データを整備するための統計業務を行う	(3)-①病院報告（毎月） (3)-②医療施設動態調査(医療施設の異動等に係る調査) (3)-③医療施設静態調査（３年毎、次回：令和８年度）
(4)医療法に係る電算処理《島根県》 医療法に係る事務を効率的に実施するための支援システムを運用　する	(4)-①医療機関行政情報システムの運用 (4)-②医療施設管理システムの運用
(5)医療機能情報提供制度《島根県》 病院等の医療機能情報をインターネット等で住民に提供する	(5)病院等からの報告について、情報の確認及び承認を行い、医療機能情報を適正に提供できる体制を確保する。

3　がん対策の推進　《島根県》 (1) 緩和ケアの推進 ① 緩和ケア検討会の開催 ② 和ケアに関する事例検討会 ③ 緩和ケアに係る情報提供書の運用 (2) 病診連携の推進 ① がん地域連携クリティカルパス検討会の開催への協力 (3) 各協議会への参画 各協議会等へ参画し、がん対策事業の目的や方針等を確認する。 **4　医師確保支援　《島根県》** (1) 初期臨床研修 (2) 地域医療実習	(1)-①緩和ケア検討会の開催（年１回） (1)-②在宅療養における緩和ケアについて、関係機関・団体とのヒアリングの実施 (1)-③緩和ケアに関する事例検討会の開催（年1回） (1)-④緩和ケアに係る情報提供書の運用 ・情報提供書の運用状況調査をまとめ、がん診療連携拠点病院と検討の場をもつ。 ・緩和ケア検討会で検討予定 (2)-①乳がんクリティカルパス検討会の開催への協力 年1回開催（R7.8月頃予定） (3)-①島根県がん対策推進協議会 (3)-②緩和ケア推進総合委員会（緩和ケア部会） (3)-③患者家族支援部会 (3)-④がん診療ネットワーク協議会 (3)-⑤保健所緩和ケア担当者会 (1) 初期臨床研修 (2) 地域医療実習

２．結核対策《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
感染症法及び島根県結核対策推進計画に基づき、結核の早期発見の推進、適正医療の普及、患者管理や接触者健診の徹底など結核予防対策を行う。 **１．患者発生時の対応** (1) 結核発生届の受理 (2) 就業制限及び入院医療について (3) 感染症審査会結核部会の開催	 (1) 法令に基づく届出等の速やかな対応を行う (2)-①就業制限及び入院患者の医療について適正な対応を行う (2)-②発生を受け、速やかな入院勧告や説明を行う。また、外国出生患者発生時に対応に必要な媒体等について検討する。 (3) 感染症診査協議会結核部会の開催 開催日程：第２水曜・第４月曜日　14:00～

２．健康診断	
(1)接触者健診の徹底	(1) 接触者健診 疫学調査により接触者健診の対象者を的確に把握し、IGRA検査等を適切に活用し接触者健診を確実に実施する。
(2)精密検査（管理検診）の実施及び状況把握	(2) 精密検査（管理検診） 結核登録者の状況把握と精密検査を確実に実施する 契約医療機関を再度確認し、医療機関一覧の整理を行う。
３．地域ＤＯＴＳの推進	
(1)結核患者の服薬支援（継続）	(1) 島根県地域ＤＯＴＳ計画及び松江市地域ＤＯＴＳ実施要領に基づき、結核患者の服薬支援を継続する。
(2)所内コホート検討会の開催	(2) 所内コホート検討会の開催（2ヶ月に1回開催） (3) 結核業務連絡会にてＤＯＴＳの実施状況を報告し、外来ＤＯＴＳ協力機関を増やす。
４．結核治療医療機関との連携	
(1)結核業務連絡会の開催	(1) 結核業務連絡会の開催（年1回　6～7月頃） 管内医療機関を対象に連絡会を開催する。地域ＤＯＴＳへの協力拡大に向けコホート検討を実施する。
５．早期発見の推進及び定期健康診断の受診勧奨	
(1)結核研修会	(1)結核研修会の開催（年1回） 高齢者福祉施設等の職員を対象に研修会を開催する。開催にあたっては、薬事感染症対策課との調整を行う。
(2)出前講座等による啓発	(2) 市民に向けた出前講座による啓発の実施
(3)結核の定期健康診断報告	(3) 職域及び施設の健康診断について報告書の提出率100%、受診率95%を目指す
６．結核菌分子疫学調査事業 **結核菌が分離された全ての患者の結核菌について分子疫学調査（ＶＮＴＲ）を島根県保健環境科学研究所にて実施する**	(1)全数回収を行う。

３ 難病対策《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち厚生労働大臣が指定した「指定難病」について「島根県特定医療費支給認定実施要綱」に基づいて、特定医療費を支給することにより患者の医療費の負担の軽減を図る。また、当事者・家族の不安を軽減するため相談支援等を行うとともに、質の高い在宅療養生活の確保や体制整備を図り、平時から災害時の対応について当事者・家族、関係機関と検討し災害時個別支援計の作成及び活用を推進する。	
１　指定難病医療費支給《島根県》	
(1)特定医療費（指定難病）助成	(1) 特定医療費助成 各種手続きを円滑に実施する。 ・受給者証の交付、変更、更新手続き ・指定医療機関、指定医の指定、変更、更新手続き ・医療費償還申請
(2)その他の治療研究事業	(2)-①スモン、プリオ病患者の医療費助成 (2)-②先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 (2)-②在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
２．難病患者の療養支援 **《松江市》《島根県》**	
(1)患者・家族教室開催事業	(1)-①パーキンソン病患者・家族会（ちどり会）日時未定 (1)-②ALS患者・家族のつどい (1)-③膠原病学習会 (1)-④（仮称）安来市パーキンソン病患者の集い（新規） 安来市在住の当事者から要望があり開催に向けて集いの周知や運営等について支援を行う。 (1)-⑤クローン病患者家族会(陽だまりの会)
(2)県患者会組織との連携及び支援	(2)-①日本ALS協会島根県支部定期総会 (2)-②PSP・CBDのぞみの会　講演会・交流会 (2)-③全国膠原病友の会島根県支部定期総会・交流会

(3)島根県難病フォーラムへの参画	(3)島根県難病フォーラムへの参画（担当：出雲保健所）
(4)ボランティア育成事業 難病患者や家族を地域で支援するボランティアを育成し、その活用を図る	(4) 島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」の協力について患者家族会からの要望を確認し、必要時調整する
(5)難病医療研修事業 保健・医療・福祉関係者に対し、難病に関する研修や情報提供を行う	(5)難病支援従事者研修の開催
(6)相談・訪問指導事業 重症神経難病患者について、申請後早期に訪問相談を行い、不安感の軽減に努める。また、適切な時期にサービスの利用ができるよう支援する。	(6)-①難病専門相談 (6)-②訪問指導（診療）事業 コミュニケーション機器の適切なタイミングでの導入にむけて、訪問指導事業の利用を行う。 (6)-③訪問相談、電話及びメール相談の実施（適宜）
(7)就労支援 難病患者の就労支援に資するため、必要な相談・援助、情報提供を行う	(7)しまね難病相談支援センター事業の就労出張相談について、7月頃松江会場にて開催されるため、相談会の周知や当日の協力等を行う（年１回　7月頃）
(8)療養支援	(8)-①患者・家族が安定した在宅生活を過ごすことができるよう、在宅重症難病患者一時入院支援事業の利用を適宜すすめていく（適宜） (8)-②レスパイト受入れ医療機関拡充の取組（随時）
(9)療養生活用機器貸出事業	(9)療養生活用具貸出事業の周知及び活用の推進 コミュニケーション機器等の貸し出し（意思伝達装置（伝の心、レッツチャット）、エアコール、ピエゾ等）
(10) 在宅療養支援計画策定・評価事業	(10)重症神経難病患者の支援は、支援関係者も多く、患者の病状変化も大きいので、タイムリーに支援の方向性を共有できるよう支援計画の策定を行う。
(11)圏域難病対策地域協議会 圏域の難病対策について現状と課題を整理し、療養支援体制の充実を図る	(11)圏域難病対策協議会の開催（年1回） 第８次県保健医療計画の難病対策の推進に基づき、関係機関とともに圏域の難病対策の推進を行う。また、関係機関とともに課題の抽出と解決に向けて連携を行う。

３．災害時支援体制の推進 (1)災害時個別支援計画の作成及び活用 (2)非常用電源確保対策事業の周知及び活用に向けた訓練等	(1)災害時個別支援計画の作成及び活用 人工呼吸器装着患者については、当事者・家族、関係者と個別支援計画を策定し、災害時の対応を共有する。 (2)-①非常用電源確保事業申請の受理 (2)-②在宅障がい児・者のための非常用電源確保事業に係る説明及びポータブル発電機の操作講習会の開催 年1回程度開催 対象：松江市、安来市関係職員、保健所職員 (2)-③保健所内の災害対応訓練に兼ねて非常用電源確保事業及びポータブル電源設置場所等の確認を行う

４　肝炎対策　《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
肝炎ウイルスによる感染に対する不安解消と正しい知識の普及に努める。またB型及びC型ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法について、早期治療促進のため医療費助成を行う。	
１．肝炎相談・肝炎ウイルス検査《松江市》《島根県》	(1) 肝炎検査の実施 実施日：月2回（第2週の火曜午前、第4週の木曜午前） 専用電話による予約制 (2)電話や来所による肝炎相談の実施（随時）
２．肝炎治療医療費助成事業	(1) 肝炎治療医療費助成事業 受給者証の交付、変更、更新、医療費償還手続きを円滑に実施する。
３．ウイルス性肝炎による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業《島根県》	(1) ウイルス性肝炎による肝がん･重度肝硬変研究事業 受給者証の交付、変更、更新、医療費償還手続きを円滑に実施する。
４．肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業《松江市》《島根県》	(1) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業の実施 フォローアップ対象者の受診状況を年1回電話等により確認する。

５ 原爆被爆者対策　《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
原爆被爆者援護法に基づき、健康管理、医療、手当の支給などの各種施策の事務手続きを実施する。	
１．被爆者健康手帳の交付及び変更、再交付等の手続を実施する。	(1) 被爆者健康手帳の交付に必要な事務手続きの実施
２．被爆者各種手当	(1)被爆者各種手当認定に必要な事務手続きの実施
３．被爆者定期健康診断・がん検診	(1)被爆者定期健診（年２回）、希望健診（随時）の周知及び調整 (2)がん検診（年１回）の周知及び調整
４．被爆者二世健康診断	(1) 被爆者二世健康診断の周知
５．医療給付・介護助成	(1)医療給付 ・一般疾病医療機関の申請、変更手続きを円滑に実施する ・装具、療養費等の償還手続きを円滑に実施する (2)介護助成 ・介護助成支給申請手続きを円滑に実施する ・訪問介護助成受給者証の申請手続きを円滑に実施する
６．被爆者体験記収集（新規） 厚労省が10年に1回実施していた被爆者実態調査について、令和7年度は調査を取りやめ、被爆者の体験記を収集する方向に変更予定。詳細については不明。今後県健康推進課から連絡があると思われる	(1)被爆者体験記収集（新規） ・県健康推進課から連絡を受け対応する

６．エイズ対策《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
ＨＩＶ感染者数や性感染症の増加に対して、個別施策層を中心にした対策の強化が必要である。	
１．相談・検査体制の充実	
(1)ＨＩＶ定例検査	(1) ＨＩＶ定例検査（即日検査の実施） 実施日：毎月2回（第2週火曜日午前・第4週木曜日午前）

	専用電話による予約制（匿名可能）
(2)電話や来所によるエイズ相談	(2)専用相談電話での随時相談対応や来所によるエイズ相談の実施
２．正しい知識の普及啓発	
(1)エイズ出前講座の実施	(1)学校等での啓発活動を必要に応じて支援する。
(2)世界エイズデー（12月）等に併せた取組	(2)-①6月のＨＩＶ検査普及週間、12月の世界エイズデーにおいて、夜間ＨＩＶ検査を実施する。 (2)-②世界エイズデー（12月）に併せたホームページ等によるエイズに関する情報等について啓発を行う

７．その他

事業名・事業の目的	目標と方針
１　ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発　《島根県》	(1)正しい知識の普及啓発を図る。 啓発資料の提供
２　骨髄バンク等総合バンクの普及啓発　《島根県》	(1)しまねまごころバンクと協力し、角膜、腎臓、骨髄等移植に関する知識と理解の普及啓発に努める。 (2)骨髄バンクドナー登録の実施 【実施日】　毎月第2週の火曜日午前 毎月第4週の木曜日午前 (3)臓器提供意志表示カードの普及等移植医療に関する啓発をする。
３　献眼者に対する知事感謝状贈呈《島根県》	(1)献眼者に対し、知事の感謝状を贈呈する。

環 境 衛 生 部

【食品衛生課】

1　令和７年度運営方針

当課の施策・事業については、食品衛生の分野において、各種の法律等に基づいて実施している事務に加え、健康危機管理事案への対応等、住民の健康の維持及び向上に欠かせない業務を行っている。飲食による健康被害を防ぐことを目的とし、食品の安全確保を図り、住民の生命と健康を守るために円滑な業務の推進に努める。

また、食品衛生法が改正されたことに伴い、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設について関係事業者に積極的に周知を図り、円滑な導入を進める。

2　主要課題と対応方針

（１）危機管理体制

食中毒等について、マニュアル等の整備、関係者との連絡体制の確保等を行い、迅速な対応を行う。

（２）共同設置保健所としての円滑な運営

住民サービスが円滑に行えるよう、各種業務の遂行にあたっては、業務主管課等の関係部署との連携を十分に図る。

（３）業務の効率化・簡素化

島根県・松江市のそれぞれの権限別に処理しなければならない業務について、事務処理量が増大しており、食品衛生法改正の対応に伴い、業務量が更に増加している。業務の効率化及び簡素化による事務処理量の軽減を図るため、業務の改善に積極的に取り組む。

（４）職員の資質向上

許認可事務、食品表示相談、営業施設等に対する監視指導、食中毒等にかかる調査等について、所内研修の実施、所外の研修への派遣等により、担当職員の資質及び技術の向上を図る。

１　食品衛生対策の推進　《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
１　食品衛生法改正に係る対応 食品衛生法が改正されたことについて、適切な対応を行う。	１　ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の普及・推進 ①　原則全ての食品等事業者に対してＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が制度化されたことから、監視指導等において実施内容を確認し、指導及び助言を行うとともに、講習会等を通じて普及・推進を図る。 ②　特に、小規模事業者を含む食品等事業者が円滑にＨＡＣＣＰに沿った衛生管理に取り組むことができるよう、厚生労働省が内容を確認した手引書を用いて支援を行う。 ２　営業許可制度の見直し及び営業届出制度の周知 ①　営業許可制度の見直しが行われるとともに、新たに営業届出制度が創設されたことから、対象事業者に対し、許可の取得や営業の届出、食品衛生責任者の設置等について幅広く効果的な周知を行う。 ②　新たに営業許可が必要となった業種（水産製品製造業、漬物製造業等）については、令和６年５月 31 日までの経過措置期間が終了したが、新規でこれらの営業を始めたい旨の相談が継続的に保健所に寄せられていることから、引き続き営業許可制度の改正に関する周知を行う。 ③　営業許可の施設基準について、規制の平準化の観点から全面的に改正されたことから、対象の事業者に対して必要な指導及び助言を行う。
２　食品衛生確保対策 監視指導により食品営業施設の衛生確保を図り、食品等事業者による自主衛生管理を推進する。	１　令和７年度全国高等学校総合体育大会に係る食品衛生対策 本年７月から８月にかけ、県内６会場にて６競技６種目が開催され当所管内では松江市で７月 28 日（月）～8 月１日（金）に男子バレーボール、安来市で８月５日（火）～8 月９日（土）にフェンシングが行われる。 島根県及び松江市の実行委員会と連携して、食品衛生の確保を図る。 ①　宿泊施設に対する監視指導 大会期間中に大会関係者が宿泊する施設のうち、食品を調理・提供する施設に対しては、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理及び検食の保存等を遵守するよう、計画的に立入検査を実施する。 また、立入検査にあたっては、当所の旅館業法担当課と連携し、効率的な監視指導を行う。

	②　弁当調製施設及び弁当引換所に対する監視指導 　大会期間中に大会関係者が喫食する弁当の調製施設に対しても、立入検査を行うとともに、原則、食品の収去検査を実施する。 　また、大会期間中は競技会場の弁当引換所の巡回点検を行い、弁当の配布が適正に行われているか実地の確認を行う。 ２　食中毒発生予防対策 ①　ノロウイルスによる食中毒予防対策として、加熱調理食品の加熱温度管理、調理従事者の健康確認の状況、健康異常があった場合の対応、調理従事者から食品への二次汚染の防止対策等について監視指導を実施する。 ②　カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌食中毒予防対策として、肉料理を提供する飲食店に対しては、食肉による二次汚染の防止、加熱調理の徹底等を指導するとともに、肉の生食料理を提供する飲食店に対しては、規格基準を遵守するよう指導する。 ③　アニサキスなど、魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防対策として、鮮魚介類を販売・提供する関係事業者に対して鮮度確認及び目視確認を徹底し、必要に応じて冷凍又は加熱を実施するよう周知・指導する。 ④　未処理のふぐを一般消費者に販売した事案が全国的に発生していることから、魚介類販売施設等の関係事業者等に対し、未処理のふぐを一般消費者に販売しないよう周知・指導する。 ⑤　食品製造施設や集団給食施設に対して異物の混入対策防止について指導するとともに、各施設での衛生管理に関する点検の実施・記録の作成など自主的な取り組みについて助言する。 ⑥　「野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」について、処理施設に対して周知し、より安全で安心できる野生鳥獣肉の提供がなされるよう、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理及びガイドラインに基づく衛生管理がなされているか確認・指導を行う。

3　年間立入検査計画・重点監視期間

①　監視目標施設数：

権限	島根県（安来市）	松江市
営業許可施設	260	1,400
営業届出施設	180	300

②　食品衛生強化月間：夏期（７月１日～31 日）
年末（12 月１日～31 日）

4　食品衛生推進員事業

食品衛生推進員による営業施設の点検及び助言が適切に実施されるよう講習会を年２回実施し、併せて活動意欲の向上を図る。

5　食品等事業者による自主管理の推進

①　ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が義務化されたことから、食品等事業者が円滑かつ迅速に導入できるよう監視指導や講習会等を通じて支援・助言を行う。

②　食品衛生責任者の適正配置の指導及び講習会の受講率の向上を図る。

③　食品衛生協会松江支所が実施する食品衛生指導員活動を支援するため、食品衛生指導員に対する研修会に講師を派遣する。

6　保健所への報告

①　食品等事業者が消費者等から健康被害につながるおそれが否定できない苦情を受けた場合、速やかに保健所に報告することの指導を行う。

②　食品衛生法の改正に伴い創設された食品等の自主回収報告制度について、食品等事業者に対して周知を行い、該当する場合にあっては遅滞なく保健所に届け出るよう指導を行う。

7　その他

①　近年、食品の調理等を伴うイベントの開催やその相談が増加しており、県内外において食中毒も発生していることから、相談があった場合は適切な助言を行うとともに、ホームページを活用した啓発も検討していく。

３　食品等の収去検査の実施

市場から違反又は不適正な食品を排除する。また、製造業者等の衛生管理の向上を図る。

1　成分規格（細菌、理化学、残留農薬等）

過去に違反があった食品や危害の発生等が懸念される食品を優先的に選定して実施し、必要に応じて、指導・助言を行う。

2　検体数の目安

		細菌	理化学	残留農薬等		合計
				国内	輸入	
乳類※	島根県	2	1	2		5
	松江市					
肉卵類※	島根県	1	1	1		3
	松江市			1		1
魚介類※	島根県	3	3	1		7
	松江市	15	15			30
野菜等	島根県			2	3	5
	松江市			10	10	20
その他※	島根県	5	6			11
	松江市	15	15			30
合計	島根県	11	11	6	3	31
	松江市	30	30	11	10	81

※加工品を含む。

４　リスクコミュニケーション

食品等事業者及び消費者に対して、食品による危害発生防止のための情報提供を行う。

1　消費者への食品による危害発生防止のための情報提供

①　家庭における食中毒予防等を目的として、住民団体等が実施する衛生講習会への講師派遣、ケーブルテレビ、ホームページ等による食中毒予防の呼びかけを実施する。

②　食中毒注意報又は食中毒警報が発表された際は、食品量販店等に対して従事者及び消費者への注意喚起を速やかに依頼する。

2　食品衛生月間における食品の安全性に関する情報提供

食品衛生月間（8 月）に、食品衛生協会等関係事業者と連携し、食品の安全性に関する情報提供を行い、食の安全の確保を図る。

５　危機管理対応等

消費者からの苦情及び食中毒を疑う情報等があった場合は、迅速に対応し、正確な調査に基づく、再発防止を図る。

1　違反食品等の流通が判明した場合は、迅速に関連する食品等事業者などへの情報提供を行い、回収等適切な対応を促す。

2　監視技術並びに違反食品及び食中毒の調査の精度向上を図るため、職員に対する研修を実施する。

２　食品表示の適正化の推進　《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
１　食品表示制度の周知・相談体制の確立 食品表示法に基づく適正な表示を食品事業者等に対して周知する。	１　食品表示相談窓口 食品関連事業者からの相談があった場合には、関係機関と連携し、必要な助言を実施していく。 ２　食品関連事業者への法制度・支援制度の周知 ①　監視、各種講習会等の機会をとらえて、チラシ等を用いて法制度の概要について情報提供を行う。 ②　令和５年３月９日に食品表示基準が改正され、アレルギー表示が義務づけられた特定原材料に「くるみ」が追加され、経過措置期間（令和７年３月 31 日）が終了したことから、講習会等の各種機会を通じて引き続き関係事業者に周知を行う。 ③　食品ロス軽減の観点から令和７年３月 28 日付で「食品期限表示の設定のためのガイドライン」が改正されたことから、食品表示の相談業務等を通じて関係事業者に周知を行う。
２　監視指導 食品販売店等で販売される食品について、不適正な表示のある食品を排除する。	１　食品衛生法に基づく監視指導に併せて「島根県食品表示立入検査・指導等指針」に基づき食品表示法に基づく適正な表示がなされるよう食品関連事業者に対する指導を実施する。 ２　食品表示偽装等の疑義情報や違反事実を把握した際は適切かつ厳正に対処する。

【薬事・感染症対策課】

1　令和７年度運営方針

当課では、薬事及び生活衛生における各種の許認可業務を行っているほか、感染症や水道水質異常など、様々な健康危機管理事案に対応している。公衆衛生上の様々な危害要因から住民の生活や健康を守るため、円滑な業務の推進に努める。

2　主要課題と対応方針

（1）健康危機管理体制

感染症や水道等について、マニュアル等の整備や関係者との連絡体制の確保等を行い、健康危機管理事案が発生した時は迅速な対応を行う。

感染症については、令和６年３月に策定した「健康危機対処計画（感染症編）」に基づき、健康危機に備えた準備を計画的に進めることとする。

（2）共同設置保健所としての円滑な運営

住民サービスが円滑に行えるよう、各種業務の遂行にあたっては、松江市・島根県の業務主管課等の関係部署との連携を十分に図る。

（3）業務の効率化・簡素化

松江市・島根県のそれぞれの権限別に処理を行う業務について、事務処理量が増大している。可能な限り業務の効率化及び簡素化に努め、業務の改善に積極的に取り組む。

（4）職員の資質向上

許認可事務や営業施設等に対する監視指導、感染症にかかる調査等について、所内研修や所外研修への派遣等を通じ、担当職員の資質及び技術の向上を図る。

特に感染症については健康危機対処計画に基づく人材育成として、職員への研修・訓練を年１回以上、実施する。

3　感染症予防対策　《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
1　**感染症発生時の対応** 感染症法に基づき、積極的疫学調査、その他必要な措置等について迅速かつ的確な対応ができるよう所内体制及び関係機関との連携を確保し、届出等により感染症患者を確認した際には、積極的疫学調査等を行い感染の拡大防止を図る。	1　対策が必要な主な感染症 新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等感染症、エボラ出血熱、デング熱、ジカウイルス感染症、養鶏場における鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群（MERS）、腸管出血性大腸菌感染症、麻しん、風しん、ダニ媒介感染症（SFTS、日本紅斑熱、つつがむし病） 2　対応体制の整備 ①　緊急連絡体制、関係機関（医療機関、消防署等）、医師会等関係団体との連携等を確認する。 ②　必要な物品を確認し、必要に応じて更新又は購入を行う。 ③　疾患別のマニュアルの整備、改訂を行う。 ④　所内研修会、訓練等を実施する。

	3　積極的疫学調査 ①　診察医師や患者等への聞き取り調査は、人権に配慮し迅速かつ丁寧に行う。 ②　感染拡大防止のため、法に基づく患者等への入院勧告、就業制限を行い、濃厚接触者への検査や自宅待機措置を講じる。 ③　食中毒と感染症の両面での対応を要する事案は、食品衛生課とも情報共有し、速やかに措置を講じる
2　感染症の発生状況の把握及び情報提供 感染症の発生動向を把握し、住民及び関係機関に予防対策に関する情報提供を行う。	1　感染症発生動向調査事業・感染症情報収集システム ①　特異的な発生が認められた場合は、個別に情報収集し、まん延防止のための助言を実施する。 ②　地域において感染拡大が予想されるような発生があった場合は、迅速に参加教育機関等に対する情報提供を行う。 2　学校、社会福祉施設からの相談報告 インフルエンザ様疾患･感染性胃腸炎による学級等の閉鎖の報告や社会福祉施設からの感染症の集団発生の相談等があった場合は、管轄市と連携し、発生状況・感染拡大防止対策を確認し、適切な助言を実施する。
3　感染症予防に関する啓発 圏域内外の感染症の流行状況に留意し、適切な情報発信を行うことにより、住民の適切な予防行動、医療機関における診断等に資する。	1　主な感染症 感染性胃腸炎、季節性インフルエンザ、その他感染症発生動向調査事業において警報・注意報情報が発表された感染症等 2　啓発方法 感染症の特性（季節性等）や発生状況に応じて、啓発先（市感染症担当課、教育委員会、医師会、住民組織等）及び啓発方法（研修会、チラシ、感染症情報収集システム、ケーブルテレビ、ポスター等）を適切に選択して実施する。 3　その他 腸管出血性大腸菌及びノロウイルス等の感染性胃腸炎については、食品衛生課と連携し、予防方法に関する啓発を行う。
4　予防接種対策 適切な予防接種を推進し、事故を防止する。	1　定期の予防接種に係る各市及び医療機関等への助言 ①　必要に応じて委託医療機関に対するマニュアル等の周知の徹底、事故ならびに間違い接種が発生した時の各医療機関への速やかな注意喚起に係る助言を実施する。 ②　各市が開催する予防接種に係る委員会等（所長が委員を務めている）について事前の内容確認等を行う。

	２　任意の予防接種に係る対応 　定期の予防接種以外のワクチン接種について、住民から相談を受けた際は、推奨されるワクチンや接種可能な医療機関について回答する。 　また、医療機関から相談を受けた際も同様に必要な情報提供等を行う。

４　医薬品等の安全対策等の推進　《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
１　薬事監視・指導 **《松江市》《島根県》** 　医薬品等の有効性及び安全性を確保するため関係施設への監視を行う。	薬局、医薬品等販売業者等に対して、薬剤師などの有資格者の適正配置、不適切な広告の防止、販売時の情報提供、医薬品のリスク区分別陳列、偽造医薬品防止対策等を指導するため、監視を行う。 　また、監視（新規申請又は更新申請に基づく立入検査を除く）については原則として無通告で行う。
２　毒物及び劇物監視・指導 **《松江市》《島根県》** 　毒物及び劇物による危害発生を防止するため、取扱施設に対する監視・指導を行う。	毒物・劇物を取り扱う施設に対して、「農薬危害防止運動月間（６月～８月）」を中心に、農林部局と連携して保管、管理、譲渡手続き等について監視・指導を行う。
３　医薬品等の適正使用の推進 **《松江市》《島根県》** 　住民（特に高齢者）自らが正しい服薬方法等を知ることにより、医薬品等使用時の安全を図る。	１　相談対応 ①　医薬品、医療機器等及び健康食品に関する相談・苦情に対して適切に対応する。 ②　医薬品等の広告等に関する事業者及び消費者からの相談に対応し、適正な広告、表示の推進に努める。 ２　普及啓発 ①　近年、若年層における一般用医薬品の濫用（オーバードーズ）が問題となっていることから、学校での薬物乱用防止教室等の機会を利用して若年層へ医薬品の適正使用の普及啓発を図る。 ②　医薬品適正使用講座の開催希望があった場合は、薬剤師会と連携して、実施する。 ③　高齢者を含む住民に対して、チラシ等各種広報媒体を活用して医薬品に関する正しい知識の普及を図る。

4　薬物乱用対策 **《島根県》** 大麻・けしの不正栽培事犯の発見に努めるとともに、犯罪予防の観点から、自生する大麻・けしを一掃する。また、主に青少年に対して薬物乱用防止に関する知識の普及・向上を図る。 麻薬取扱施設に対しては、各種の監視指導の機会を利用し、麻薬の取扱状況を監視・指導する。	1　薬物乱用防止の普及啓発 ①　「不正大麻、けし撲滅運動」（５月～６月）期間中に自生けしの発見、除去等について、住民への周知を図る。また、発見された自生けしの抜き取り作業を行う。 ②　「ダメ。ゼッタイ。６．２６ヤング街頭キャンペーン」を実施する。ライオンズクラブ等と協力し、管内大型小売店等において実施するほか、主に若年層を対象とした効果的な普及啓発を実施する。 ③　薬物乱用防止教室の実施率が低い小学校に対し実施を積極的に呼びかけるとともに警察と連携して薬物乱用防止教育の推進を図る。また、「薬物乱用防止教室講師紹介制度」も活用し、効率的な実施に努める。 2　麻薬取扱施設監視指導 麻薬の保管、管理、帳簿・診療録の記載等について監視・指導を行う。 薬局及び卸売販売業者に対しては、許可更新時の立入検査や麻薬廃棄の立会等に合わせて、また、麻薬診療施設に対しては、当所医事・難病支援課が行う医療法第２５条の立入検査に合わせて監視・指導を行う。

5　血液事業の啓発　《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
1　献血の推進 地域、職域団体等に対する献血推進と地域住民に対する献血思想の普及啓発を行い、新規献血者の拡大を図る。	1　献血の呼びかけ 松江合同庁舎は地域における代表的な大規模事業所でもあるため、保健所職員の献血と、関係各機関への協力の呼びかけを行う。 2　普及啓発 献血運動の推進に貢献した団体、個人に対する表彰について伝達式の実施及び広報を行う。

6　生活衛生対策　《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
1　生活衛生営業施設の衛生確保対策 理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業及び興行場営業の各施設の衛生を確保するため、監視・	1　監視・指導 ①　生活衛生営業の各施設の衛生管理の確認、指導を行うため、計画的かつ効率的に監視を行う。 ②　令和５年の法改正により生活衛生関係営業において事業譲渡が可能となったことについて、制度の円滑な運用に留意するとともに、事業譲渡後の立入検査等を通じて営業者に対して

指導を実施するとともに、自主管理を推進する。	適切な指導を行う。 ２　自主衛生管理の推進 ①　クリーニング営業については、クリーニング師及び従事者の研修等について指導する。 ②　関係業界団体と連携し、講習会等へ講師を派遣する。
２　公衆浴場、旅館等におけるレジオネラ症対策 施設に衛生管理の徹底を指導し、施設内でのレジオネラ発生を予防し、レジオネラ症患者の発生防止を図る。	公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例に留意し、循環ろ過装置を設置している公衆浴場、旅館及びその他の温泉利用施設に対して、立入検査を行う。また、レジオネラ症患者の行動調査において、これらの施設の利用があった場合は、感染症担当者と連携して適切な指導を行う。
３　建築物衛生確保等 特定建築物の所有者、ビル衛生管理登録事業者に対し、特定建築物の衛生的環境の確保を図る。	１　特定建築物の立入検査を行い、所有者に対し建築物環境衛生管理基準の遵守等の指導を行う。 ２　ビル衛生管理登録事業者の立入検査等により適正な業務管理を指導し、登録事業者の資質の向上に努める。

７　水道の安全性確保　《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
１　水道施設の監視指導 水道施設へ立ち入りを計画的に実施し、安全な水道水の安定供給を図る。	１　「水道施設立入検査要領」に基づき、水道事業者が設置する水道施設へ立入検査を実施する。 ２　クリプトスポリジウム対策については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づいてレベルに応じた施設整備、原水検査等を指導する。
２　水道事故への対応 飲料水を原因とする住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図る。	自然災害による減断水、事故による健康に影響を及ぼす水質異常などが発生したときには、「島根県飲料水健康危機管理実施要項」に基づき、水道事業者から正確な情報を収集するとともに、状況に応じた措置及び報告を求め、必要に応じて指導又は助言を行う。

【動物愛護推進課】

1　令和７年度運営方針

「島根県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物の愛護及び適正な飼養管理についての普及啓発・教育活動を推進するとともに、処分する犬猫数の減少と環境侵害の防止に取り組んでいく。また、動物取扱業者については、計画的な立入検査と動物取扱責任者研修を実施することで、飼養動物及び飼養施設の適正管理について周知徹底を図る。

2　主要課題と対応方針

（１）普及啓発・教育活動を推進

動物愛護週間には、動物愛護に関する情報を周知するとともに、松江保健所の動物管理棟の状況や所属獣医師の業務などの情報を発信することで、特に若年層に対する教育活動を推進する。また小中高校生を対象とする動物愛護教室等の実施、専門学校生などの研修受け入れ等により、普及啓発に努める。

（２）動物管理棟の適正管理

動物管理棟の収容頭数などの適正管理に関するあり方を策定し、ボランティアとの協働による収容動物の適正譲渡に努める。譲渡会を毎月開催し、適正のある犬猫は出来るだけ早く新しい飼い主へ譲渡が成立するよう努める。

（３）動物取扱業者への立入検査と動物取扱責任者研修

令和２年度の法改正により動物取扱業（犬猫）に関する規制が強化された。令和６年度までに更新申請や新規登録申請などを提出された事業者については、申請時の立入検査や定期立入検査時に当該規制に関して周知徹底が図られてきている。引き続き、立入検査を確実に実施することで規制内容に関する周知徹底を図る。一方で、保健所全体で新型コロナウィルスへの対応を余儀なくされたことにより、令和２年度以降、動物取扱責任者研修を開催していなかった。令和７年３月に島根県より研修の実施案が提案されたことにより、令和７年度中に開催予定となった。開催にあたっては、県から示される実施要領に従い、管轄内の全事業者が確実に受講できるよう努める。

（４）苦情件数

犬・猫をはじめとする各種動物に対する当課への苦情・問合せ件数は年間 1,000 件を超えている。内容については、動物に対する理解・認識不足による不適正飼養の疑い事例、飼い主のいない猫への無責任な餌やりに起因する環境侵害、野良犬や逸走犬の徘徊による目撃通報等の苦情が大部分を占めている。これらの苦情・問合わせに対しては、原則として迅速な対応を図るが、野良犬への対応は計画的な捕獲に努める。（目撃通報から現着まで 20 分以上の時間を要すことから、多くのケースで現着時には姿が見えないことに起因する。）

3　動物愛護管理対策　《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
１　飼養動物の適正管理の推進 愛護動物飼養者、動物取扱業者、特定動物飼養者を対象に飼養動物の適正管理について啓発し、動物による危害や迷惑の防止等	１　飼養動物の適正管理啓発 ・飼養動物に関する苦情及び飼い犬による咬傷事故・逸走時の対応について、状況を調査し、飼い主等に対して適正管理を指導する。 ・飼い主のいない猫への餌やりに関する苦情について、餌だけを

を図る。	与えることの弊害及び餌を与えることに付随する命に対する責任について啓発、指導する。 2　動物取扱業者及び特定動物飼養者の適正管理推進 ・これらの施設に年１回以上立入検査を実施し、動物の管理状況及び防災対策、緊急時の対応について確認する。 ・動物取扱責任者研修を実施し、動物及び施設の適正管理を図るよう指導する。 ・動物販売業者に対しては、購入者に対する対面説明の徹底及び記録の保存、犬猫等健康安全計画の遵守を指導する。また、販売時のマイクロチップ挿入に関して、個体管理票等により確認する。
２　動物管理棟の適正管理、苦情や問合わせへの迅速対応による動物愛護の推進 収容動物の譲渡促進により、動物管理棟の適正管理を図る。各種苦情問合せ等への対応により、動物愛護に関する施策の周知を図る。	1　収容動物の適正譲渡の推進 ・登録ボランティアや専門学校等の協力を得ながら、犬猫の譲渡を推進する。これに伴い、定期的な譲渡会を開催する。 ・譲受希望者に対し、十分な事前説明及び譲渡後の調査を実施し、適正飼養を推進する。 ・譲渡促進に向け、犬のトレーニング手法の改善や職員の技術レベルの向上を図るとともに、動物管理棟の適正管理に努める。 2　苦情・問合せへの迅速対応 ・犬猫飼養者からの引取り依頼に対しては、終生飼養の指導とともに引取以外の解決方法について助言する。 ・所有者不明の猫に関する相談等については、よく事情を聞き取った上で対策等を助言する（ガーデンバリア貸出等）。 ・遺棄が疑われる事例や逸走事例については警察と連携して対応する。 ・高齢者や生活保護受給者の動物飼養に伴う諸問題に対しては、福祉担当部局と連携を図り、問題の早期探知と支援や助言を行い、根本の解決手法を探る。 3　地域猫活動事業（TNR：Trap-Neuter-Return）の推進 ・猫による環境侵害軽減対策として、市や地域住民及びボランティアとの協働により TNR を推進し、飼い主のいない猫の数が増えないようにする。 ・継続中の TNR について検証、評価を実施し、より有効な地域猫事業実施を進める。また、活動実態のない地域については、事業効果の検証を進め、整理を図る。

3　動物愛護思想の普及啓発 「命あるもの」である動物を愛護する気風について啓発し、人と動物が共生する地域環境の整備を図る。	1　重点啓発事項 ・飼養責任及び終生飼養（無責任な餌やりの弊害） ・繁殖制限及び屋内飼養推進 ・犬のけい留義務、所有者明示（マイクロチップ）、逸走防止対策 ・飼養動物の災害対策 2　啓発方法 ・県ホームページ、市報（SNS 含む）、松江市公式 LINE、山陰中央新報「さんさん」等を活用する。 ・動物愛護週間イベントにおいて、獣医師会、ボランティア等との協働により啓発ブースを設ける。 ・管轄内の小中高校からの要望に基づき、動物愛護教室（課題研究活動含む）を実施する。 ・松江市については依頼に応じて出前講座を実施する。

4　狂犬病予防対策の推進《松江市》《島根県》

事業名・事業の目的	目標と方針
1　犬の登録及び狂犬病予防注射実施の推進 登録率及び狂犬病予防注射実施率を維持することで狂犬病侵入防止を図る。	1　飼い主に対する啓発、指導強化 ・収容犬の返還及び飼い犬による咬傷事故発生時の調査において、登録及び狂犬病予防注射実施の有無を確認し、未実施の場合は飼い主に対し指導を行う。 ・動物病院及び動物取扱業者と連携し、鑑札及び狂犬病予防注射済票装着義務について啓発する。 2　市との連携 ・犬の登録台帳について、必要に応じて市と情報共有し、速やかに確認、指導できるようにする。 ・市及び獣医師会との連絡会議等により、登録及び狂犬病予防注射実施状況を把握し、実施率の維持、向上に努める。
2　犬による危害防止対策の推進 犬による咬傷事故等の危害発生を防止し、狂犬病発生リスク低減に努める。	1　飼い犬による咬傷事故発生防止 ・飼い犬のけい留義務を指導し、咬傷事故防止を徹底する。 ・咬傷事故発生時は事故届けの提出及び獣医師による飼い犬の診察を命じるとともに、再発防止について徹底指導する。 2　所有者不明の犬による危害発生防止 ・けい留されていない犬への対応についてチラシ等で啓発する。 ・地域住民の協力のもと、野犬の捕獲に努める。

【環境保全課】

１．環境保全対策

事業の概要	事業計画
（１）大気汚染防止関係	
① 大気汚染防止法に基づき大気環境監視調査及び特定事業場等の監視指導を行う。	・ ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設への計画的な立入検査を行う。 ・ 特定粉じん排出等作業等によるｱｽﾍﾞｽﾄの飛散防止を　図るため立入検査等を行う。 ・ 安来市中央交流ｾﾝﾀｰで重金属類の測定を月１回行う。
② 特定特殊自動車排出ｶﾞｽ規制法に基づき特定特殊自動車の使用者の監視指導を行う。	・ 必要に応じて、特定特殊自動車の使用者への立入検査等を実施し、技術基準の遵守状況の確認及び適切な使用について指導を行う。
③ 大気汚染緊急時の対応を行う。	・ 県内においても春季に光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄの濃度が上昇する傾向があり、一定の濃度に達した時は「島根県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき対応する。 ・ PM2.5については大陸環境の影響等による数値の上昇が確認されるが、注意喚起等が必要に場合は「島根県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領」に基づき対応する。
（２）ダイオキシン類関係	
① ダイオキシン類対策特別措置法に基づき特定事業場の監視指導等を行う。	・ 特定施設への計画的な立入検査を行う。
（３）水質保全関係	
① 水質汚濁防止法に基づく水質環境基準調査、特定事業場の監視指導を行う。	・ 公共用水域における環境基準監視調査を飯梨川、山佐川で毎月実施する。 ・ 地下水調査を年１回行う。 ・ 排水規制対象事業場への立入検査を計画的に行い、排水の監視指導を行う。 ・ 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者に対して、施設構造基準等の遵守について指導を行う。 ・ 必要に応じ、未規制事業場の指導を行う。
② 水質事故発生時には適正な対応を行う。	・ 水質事故が発生した場合、水質汚濁防止連絡協議会関係機関等と連携し、情報収集等対応に努める。なお、発生原因が水質汚濁防止法第14条の２に該当する場合、同法に基づく指導を行う。
（４）土壌汚染対策関係	
① 土壌汚染対策法に基づき健康被害防止に努める。	・ 土地の形質変更を行う事業者等に対し土壌汚染対策法に基づき適切な指導を行う。

（５）ﾌﾛﾝ関係	
① ﾌﾛﾝ排出抑制法に基づき登録業者の指導を行う。	・ ﾌﾛﾝ充填回収業者等に対し、ﾌﾛﾝの適正な処理等に関する指導を行う。松江市内も管轄
（６）公害苦情・紛争処理	
① 公害苦情や紛争等があった際には適切な処理を行う。	・ 島根県公害等対策事務処理要領等に基づき、市町と連携して公害苦情・紛争の適切な処理に努める。

２．廃棄物処理対策

事業の概要	事業計画
（１）一般廃棄物関係	
① 一般廃棄物の処理に係る監視指導を行う。	・ 一般廃棄物処理施設への立入検査等を行う。
（２）産業廃棄物関係	
① 産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者等への監視指導を行う。	・ 排出事業者（自己処分場の設置者を含む）に対し、産業廃棄物の適正処理を指導する。また、多量排出事業者に対して処理状況確認の指導も行う。 ・ 産業廃棄物処理業者の監視指導を行う。 ・ 産業廃棄物処理施設への監視指導等を行う。 ・ 有害使用済機器の保管等を業として行う者に対し、監視指導を行う。
（３）PCB廃棄物関係	
① PCB廃棄物保管業者･使用業者への適切な保管･処理の指導を行う。	・ PCB特措法に基づき、PCB廃棄物を保管している事業場に対し、期間内に適正な処理を行うよう指導する。 ・ PCB使用機器を設置使用中の事業者に対しても早期かつ計画的な処理を行うよう働きかける。
（４）不法投棄・不適正処理関係	
① 産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の防止のため、監視指導を行う。	・ 廃棄物適正処理指導員及び監視ｶﾒﾗによる不法投棄防止対策を行う。 ・ 管内の２つの森林組合に対し、廃棄物適正処理対策推進事業の協力団体として委嘱を行う。 ・ 不法投棄が懸念される地域を重点監視地域に指定する。 ・ 重点監視地域においては、地域住民を不法投棄監視ﾓﾆﾀｰに委嘱し、定期的なﾊﾟﾄﾛｰﾙを行う。また同地域において関係機関との合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙを６月頃、９月頃に実施する。 ・ 廃棄物の不適正処理に関する通報等があった場合には、状況確認や指導等を行う。
（５）自動車ﾘｻｲｸﾙ関係	
① 自動車ﾘｻｲｸﾙ法関係事業者への指導を行う。	・ 解体、破砕の各業者への立入検査・指導を行う。 ・ 引取業者､ﾌﾛﾝ類回収業者の新規及び更新登録の円滑な実施に務める。

３．浄化槽対策

事業の概要	事業計画
（１）適正管理の指導 ① 浄化槽法に基づき、浄化槽の適切な管理について指導を行う。	・ 検査不適正浄化槽等への立入検査、文書指導等を行う。 ・ 浄化槽管理者への適正管理等に係る普及啓発を実施し、公共用水域の保全を図る。 ・ 法定検査未受検の設置者への啓発、指導を行う。

４．温泉対策

事業の概要	事業計画
（１）温泉の保護と利用 ① 温泉成分の10年ごとの再分析と結果に基づく掲示内容の更新	・ 温泉利用施設に対して10年ごとの再分析とその結果に基づく掲示内容の更新について指導する。